

平成28年度

第二次取手市男女共同参画計画  
年次報告書

取 手 市



平成28年度（平成27年度実施分）

男女共同参画年次報告書について

## 1 作成の趣旨

この報告書は、「取手市男女共同参画推進条例（平成17年1月4日施行）」第14条に基づき、取手市男女共同参画計画の施策の推進状況を明らかにする年次報告書を作成し、公表するものです。

市民及び事業者のみなさんと情報を共有し、一体となって取り組み、さらなる改善につなげます。

## 2 本報告書の構成

### 第1部 男女共同参画社会づくりの状況

取手市男女共同参画推進条例に基づいた5つの理念と、第二次男女共同参画計画の14の主要課題に基づき、家庭・職場・地域・教育などあらゆる分野において男性も女性も個性と能力を十分に活かし、いきいきと暮すことができる「男女共同参画社会」にむけた実施概要と成果を4つの基本目標ごとにまとめました。

### 第2部 施策の実行状況

取手市の男女共同参画社会の実現にむけた施策の実行状況を明らかにするために、個別事業ごとの平成27年度の実績と評価、今後の方向性を明らかにしました。

評価と今後の方向性については、各々事業担当課が検討を行いました。

その後、進捗状況が芳しくない施策を所管する事業担当課に対し、施策実施を阻害する要因とその解決策に関する追加調査を実施し、目標達成にむけた課題の認識と意識啓発を行いました。

# 目 次

## 第1部 男女共同参画社会の実現にむけた推進状況

1	計画の体系	4
2	基本目標及び主要課題ごとの各事業評価のまとめ	5
3	基本目標の達成状況	
	基本目標1 男女の人権が尊重される社会の確立	7
	基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画を 確立するための環境の整備	8
	基本目標3 多様な働き方を可能にするための環境の整備	9
	基本目標4 健康で安心できる生活環境の整備	10

## 第2部 施策の実行状況

<b>基本目標1 男女の人権が尊重される社会の確立</b>		
	主要課題1 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、 意識の改革	12
	主要課題2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	13
	主要課題3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	15
	主要課題4 メディアにおける人権の尊重	16
<b>基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画を確立するための環境の整備</b>		
	主要課題5 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進	17
	主要課題6 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大	19
	主要課題7 国際社会の取組みへの理解と協力	21
<b>基本目標3 多様な働き方を可能にするための環境の整備</b>		
	主要課題8 職業生活と家庭生活の両立支援	22
	主要課題9 就労の場における男女平等の推進	24
	主要課題10 商業・農業等における男女共同参画の推進	25
	主要課題11 起業・再就職に対する支援	25
<b>基本目標4 健康で安心できる生活環境の整備</b>		
	主要課題12 生涯にわたる男女の健康づくり	26
	主要課題13 子どもが安全で健やかに育つ生活環境づくり	28
	主要課題14 高齢者・障害者等が安心して暮らせるための環境づくり	30

## 第3部 施策の成果指標項目の推進状況

	成果指標値の進捗状況	32
--	------------	----

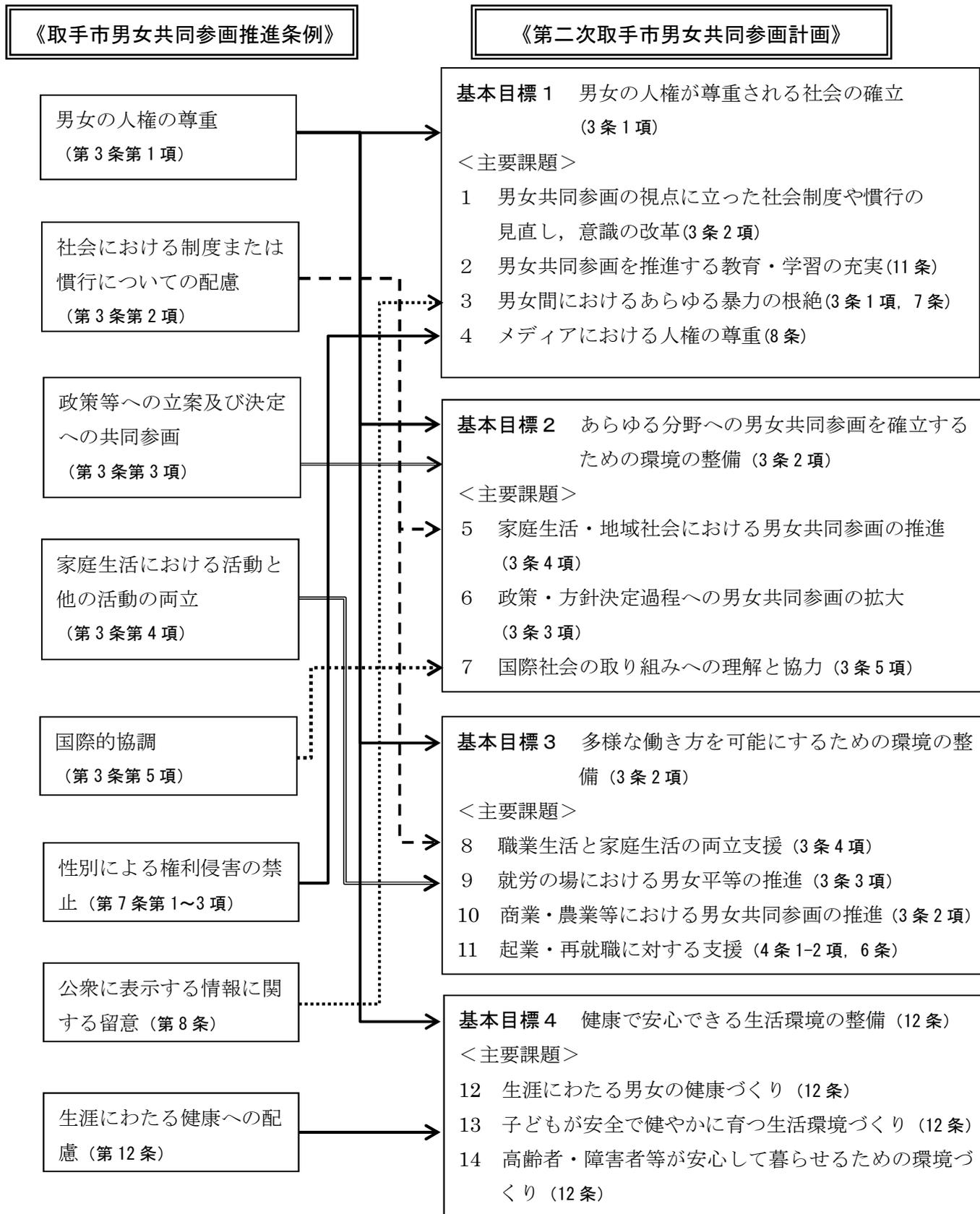
## 資料

	取手市民アンケート調査	35
	取手市男女共同参画推進条例・施行規則	38
	取手市男女共同参画苦情処理体制	46

## 第1部

### 男女共同参画社会の実現にむけた推進状況

# 1 計画の体系



## 2 主要課題ごとの各事業評価のまとめ

	進捗度（施策実施状況）				計
	実施済みで十分に成果を上げている A	実施済みで成果を上げている B	実施済みであるがあまり効果が上がっていない C	未着手もしくは実施が困難な状況にある D	

基本目標 1 男女の人権が尊重される社会の確立					
1 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革	2	4			6
2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	23	13		4	40
3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	7	13			20
4 メディアにおける人権の尊重	4	1			5
合計	36	31		4	71

基本目標 2 あらゆる分野への男女共同参画を確立するための環境の整備					
5 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進	13	10			23
6 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大	11	9			20
7 国際社会の取り組みへの理解と協力	7	1			8
合計	31	20			51

基本目標 3 多様な働き方を可能にするための環境の整備					
8 職業生活と家庭生活の両立支援	10	11			21
9 就労の場における男女平等の推進	4	4			8
10 商業・農業等における男女共同参画の推進	3	3			6
11 起業・再就職に対する支援	1	5		1	7
合計	18	23		1	42

基本目標 4 健康で安心できる生活環境の整備					
12 生涯にわたる男女の健康づくり	10	11		2	23
13 子どもが安全で健やかに育つ生活環境づくり	6	13			19
14 高齢者・障害者等が安心して暮らせるための環境づくり	2	17			19
合計	18	41		2	61

総合計	103	115	0	7	225
割合	45.78	51.11	0	3.11	100

※ 進捗度（達成状況）は、担当課の自己評価によるもの  
（参考）前年度進捗状況（割合）

総合計	43.11	50.67	3.11	3.11
-----	-------	-------	------	------

### 3 基本目標の達成状況

#### 基本目標 1

#### 男女の人権が尊重される社会の確立

男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる機会を通じて情報や学習の機会を提供し、男女が生涯にわたり主体的で多様な生き方を選択できる能力を育成することが必要です。

また、「男は仕事 女は家庭」「男は主要 女は補助」といったような決めつけをせずに、多様な生き方ができるようにします。

さらに、次代を担う子どもたちに、男女の平等や人権を尊重する心を育む教育を行うことが大切です。

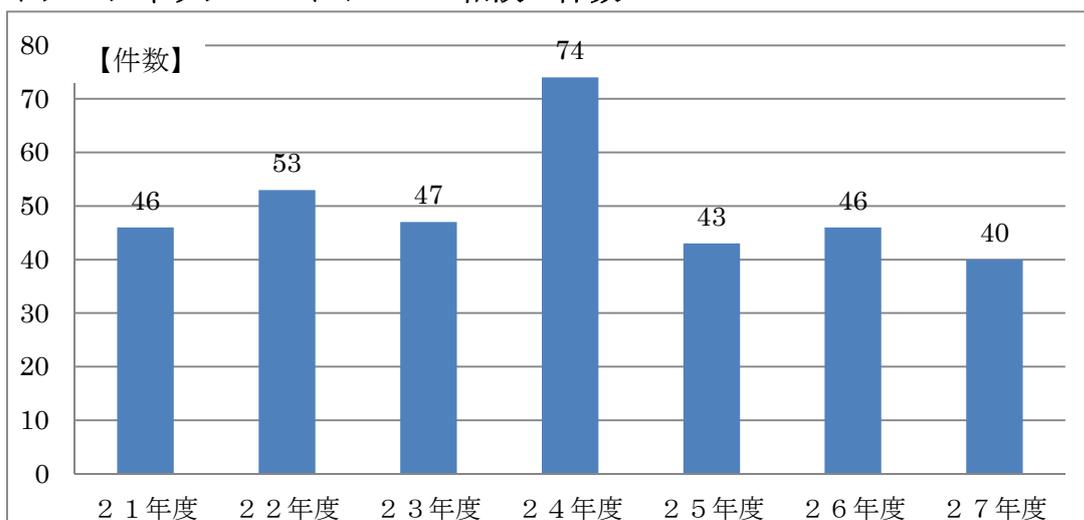
このため、家庭、職場、地域、学校など社会のいろいろな分野において、男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実に努めます。

また暴力は、性別を問わず許されるものではありません。加害行為を許さない風土がつけられるよう意識の啓発と環境整備に努めます。

#### 【実施概要】

- 地域推進委託事業「女と男ともに輝くとりでの集い」の開催、情報誌「風」の発行などにより、男女共同参画に関する情報の提供を実施した。
- 市民アンケート実施時に、男女共同参画についての意識を分野別・年齢別にまとめ、現状分析を行った。
- ドメスティック・バイオレンス相談において、県婦人相談所、県警察と連携し取り組んだ。国・県が作成するチラシを配布するなど、市民への情報提供に努めた。

#### ドメスティック・バイオレンス相談 件数



## 基本目標 2

### あらゆる分野への男女共同参画を確立するための環境整備

男女共同参画社会を実現するためには、政策、方針決定過程をはじめ、社会のあらゆる分野に男女がともに参画することが必要です。

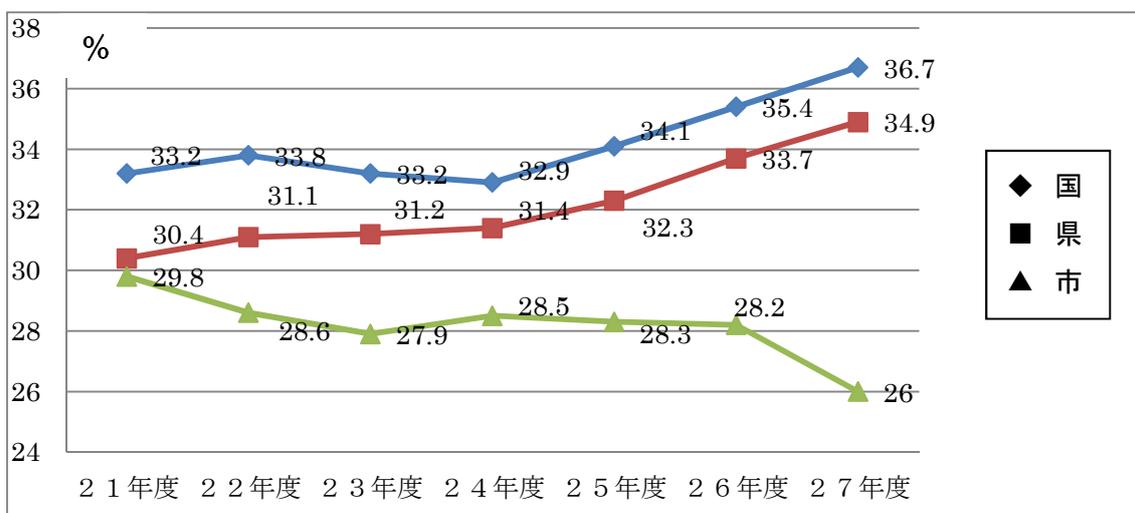
そのため、家庭や学校教育、地域など様々な活動の場において、男女共同参画社会について理解を深めていくとともに、国際的な取り組みとも協調していきながら、あらゆる分野での男女共同参画を支援・推進していきます。

また市役所自らが男女共同参画モデル事業所となれるよう、職員の意識改革を進めます。

#### 【実施概要】

- 審議会のうち、女性不在の審議会の割合は、15.8%となった。
- プレママ・パパ教室を延べ20回開催し、延べ総数474名の参加を得た。
- 「第19回女と男ともに輝くとりでの集い」を開催し、市民への意識啓発を図ると同時に、実行委員会参加者の人材育成を行った。
- 震災後、各地域住民の防災意識が高まり、自主防災組織などが実施する訓練は特に女性の参加者が増加した。自主防災組織87組織中3組織が女性会長となっている。また、防犯連絡員協議会で発足した女性婦人部が、積極的に防犯キャンペーンを実施した。
- 市職員に対する人事評価を実施し、処遇や配置等の更なる公平化・公正化に努めた。

#### 審議会等における女性委員の占める割合（目標の対象である審議会委員）



## 基本目標 3

### 多様な働き方を可能にするための環境の整備

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）という視点から、男女がともに仕事と家庭生活を両立することができるよう、安心して子育てや介護などができる環境づくりを進めます。

また、男女雇用機会均等法に基づき、雇用や賃金、昇進等において男女間に格差をなくし、男女が対等なパートナーとして働くことのできる職場環境づくりにむけて、情報を提供します。

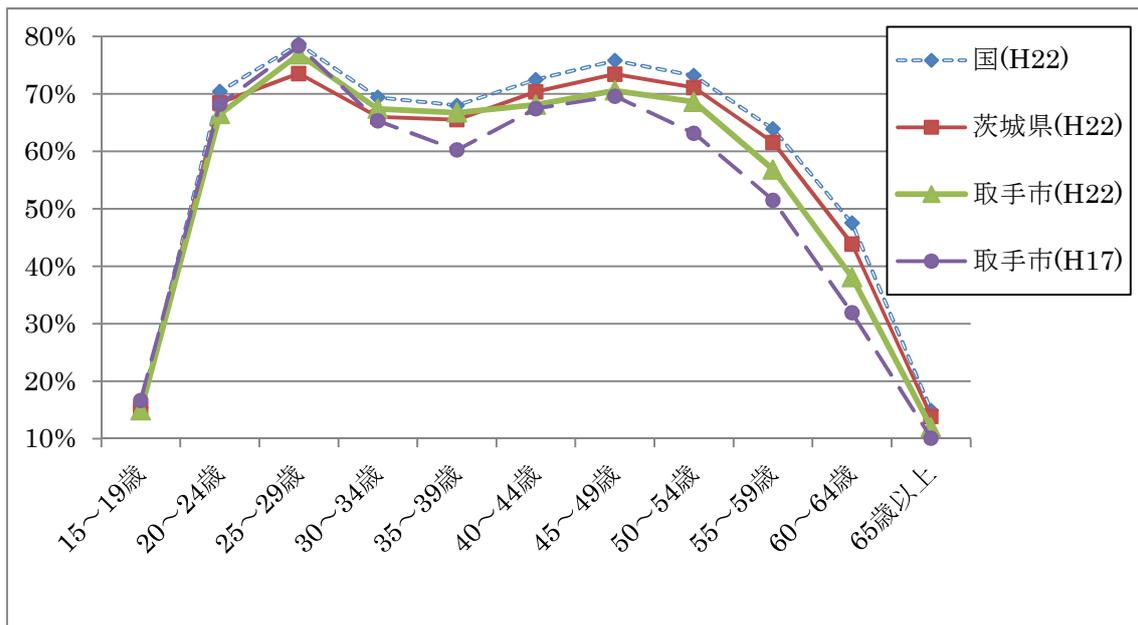
働きたい女性が、個々の希望やライフスタイルに応じた就労が実現できるように再就職・起業等のためのチャレンジ支援を進めます。

さらに、農業・自営業などに従事する女性の地位向上のため、女性の社会参画及び経営参画の促進など、必要な支援や意識の啓発に努めます。

#### 【実施概要】

- 市内保育所（園）19カ所のうち土曜延長保育を8カ所で、平日延長保育は全所で行った。また、一時保育事業では延べ2,129名の利用があった。低年齢児保育は全所で行った。障害児保育については全所に加配保育士を配置した。
- ゆうあいプラザで簿記講座・就職活動セミナー・コミュニケーション能力講座などの学習講座を開催し、資格取得・起業・再チャレンジ支援を実施した。
- 男女共同参画情報誌「風」において、「企業シリーズ」で市内事業者の取り組みを紹介し、情報提供を図った。

#### 女性の年齢階級別労働力率



## 基本目標 4

### 健康で安心できる生活環境の整備

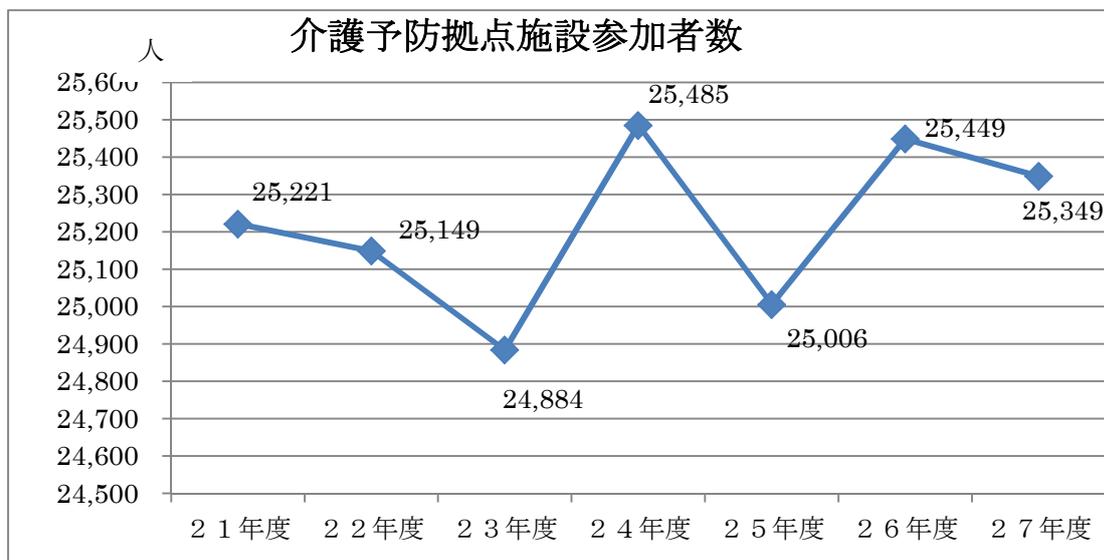
生涯にわたり心身ともに健康で快適な生活を送ることは、男女ともに共通の願いです。男女が生涯にわたり心身ともに健康を保持・増進できるよう、教育と啓発、相談体制の充実に努めます。

子どもが安全で健やかに育つ環境づくりのため、多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実に努めます。

さらに、高齢者・障害者などに対する自立支援の条件づくりとして、社会参加への支援、介護体制の充実、社会基盤の整備を進めます。

#### 【実施概要】

- 各年齢層を対象とした健康講座や健康相談、妊婦・父親・子育ての各教室等を開催した。
- 市内計4ヶ所の子育て支援センターが、子育てに関する情報交換や相談、交流の場として多くの親子に利用された。利用者の需要に応え、午後の開放日を増やした。利用延べ人数は48,305名であった。
- 市内児童から高齢者までを対象とする総合型地域スポーツクラブ（市内3ヶ所）、げんきサロン（市内4ヶ所）を運営し、交流・情報・学習の場を提供した。げんきサロンの利用延べ人数は21,318名であった。
- 障害者の雇用の場の提供や就労訓練の実施、就労支援を実施している事業所への通所支援などを行った。
- 介護者の不安等を軽減するため、社会福祉協議会が中心となり、「介護者の集い」家族の会や各種研修を行った。
- 介護予防のため、「取手生命の樹プラン」等を引き続き実施した。登録者は623名であった。



## 第2部 施策の実行状況



基本目標1 男女の人権が尊重される社会の確立

主要課題1 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革  
 施策の基本方向(1) 多様な生き方への配慮に欠けた社会制度や慣行の見直し

No.	No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成27年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
1	1	情報紙・広報紙等による意識啓発活動の充実	男女共同参画に関連する法律知識の周知	市民協働課	男女共同参画情報紙「風」に関連記事を掲載し、市民への周知を図った。	B	引き続き、広報や情報紙などを利用して周知徹底を図っていく。
2	2		「取手市男女共同参画推進条例」及び「取手市男女共同参画計画」の周知徹底	市民協働課	市ホームページにて条例と計画の説明記事を掲載しているほか、図書館や市民情報コーナー等でも計画書を閲覧に供している。	B	引き続き周知徹底を図っていく。
3	3		男女共同参画情報紙「風」や市広報紙「とりで」、市ホームページなどによる意識啓発	市民協働課	職場・家庭・地域での多様な生き方について、情報誌で情報を発信した。	A	引き続き、情報紙や広報紙を利用して啓発活動を行っていく。
4				広報広聴課	広報紙及びホームページにおいて、男女共同参画推進を図る情報発信を行った。	B	担当課との一層の連携を図りながら啓発に努める。
5	4	学習機会の提供	社会制度や慣行の見直しを啓発するための市民フォーラム、各種講座やイベント等学習機会の提供	市民協働課	「第19回女と男ともに輝くとりでの集い」において、講演会を実施し意識啓発を図った。	A	今後も、多世代の男女が楽しみながら男女共同参画の意識を高められるようなイベントを、実行委員と連携して取り組んでいく。
6	5	相談体制の充実	男女共同参画社会の形成に向けた苦情処理等相談体制の充実	市民協働課	情報紙「風」などで制度の周知をした。相談及び苦情申し出件数なし。	B	継続して体制の周知を図っていく。

主要課題2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

施策の基本方向(2) 学校教育等における男女平等教育の推進

No.	No.	施策の方策	施策の内容	担当課	平成27年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
7	6	男女平等に基づいた教育の推進	人権尊重に基づいた男女平等教育を実践し、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどの意識の啓発	指導課	人権尊重に基づいた男女平等教育を実践している。	A	教育活動全体を通して、差別や偏見のない明るい社会を築いていこうと主体的に行動する児童生徒の育成を図る。
8	7		技術・家庭科の男女共修による生活能力の充実	指導課	男女共修により、実施している。	A	修得した知識と技能が、生活の自立につながるような学習活動を図る。
9	8		保育所、幼稚園、学校等で、性別による固定的な役割分担慣行についての見直し	学務給食課	幼稚園において、性別に基づく役割分担の慣行はない。	A	今後も教育現場における男女共同参画の重要性を認識し、職員の研修を深めていきたい。
10				指導課	小中学校において、性別に基づく役割分担の慣行はない。	A	今後も性別による固定的な役割分担は、行わない。
11				子育て支援課	保育指針の人権尊重に基いた保育を実践した	B	引き続き指針に基づいた乳幼児期から就学前までの児童の保育指導に取り組み、教育部門に引き継ぐ。
12	9		男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	スポーツ生涯学習課	実施していない。	D	今後検討していく。
13				指導課	男女共同参画の視点にたった教育・学習の充実が図られている。	A	今後も一層の充実を図る。
14	10		主体的に進路を選択する能力を身につけるための、発達段階に応じた進路指導の実践	指導課	進路選択において、男女の区別はない。	A	本人及び保護者の希望にそった進路指導の充実を図る。
15	11		教職員等への男女平等意識の啓発	指導課	各学校において、職員研修等で男女平等意識が図られている。	A	人権尊重の視点から、研修等を実施する。
16				人事課	各種専門研修への参加については、全庁的に募集し参加させている。	A	今後も継続して実施していく。
17		子育て支援課		職員で、男性1名を任用している。	B	今後も保育業務に従事する。	
18	12	男女共同参画の視点に立った学校運営の推進	スポーツ生涯学習課	活発なPTA活動が図られるよう社会教育団体として補助金を交付し運営を支援した。	A	今後も継続して実施していく。	
19			指導課	男女共同参画の視点にたった学校運営・PTA活動が推進されている。	A	男女共同参画の視点に立った組織体制および運営の推進に努める。	
20	13	健全な食生活の実現	指導課	食育指導において男女の区別はない。	A	今後も継続指導する。	
21			学務給食課	栄養教諭および学校栄養職員が教職員と連携を図り、児童・生徒に望ましい食生活習慣を身につけるよう食育指導を実施した。	A	市内小中学校全校に対し、食育の推進が図れるよう、栄養教諭及び学校栄養職員による指導を充実させる。	

施策の基本方向(3) 地域や家庭における男女共同参画の推進

No.	No.	施策の方策	施策の内容	担当課	平成27年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
22	14	性別にとらわれない家庭教育の推進	就学時検診、入学時説明会での子育て・生活自立等に関する学習会、研修会の開催	スポーツ生涯学習課	市内18小学校で子育て講座「親の心得」を実施するとともに、入学説明会において「思春期子育て講座」として6中学校で実施した。男性の参加者もあり、家庭教育の推進につながった。	A	小・中学校と連携して継続して実施する。
23	15	男性の家庭教育への参画促進	男女が家事・育児・介護等で、ともに協力し合いその責任と役割を担うことへの啓発と参加促進	スポーツ生涯学習課	市立小中学校・幼稚園の保護者を対象に講演会を開催した。	A	子育てに関して、男性の参加促進を図る。
24				市民協働課	女と男ともに輝くとりでの集い事業や男女共同参画情報誌「風」などの啓発活動を実施した。	B	引き続き、多面的に啓発や参加促進を実施していく。
25				子育て支援課	取手市子ども・子育て支援事業計画の「仕事と生活の調和が図れる社会の形成」プレバパ教室や延長保育事業を計画どおり実施した	B	浸透性を強めるため、取り組みの様子も含めた事業PRを行っていく。
26				高齢福祉課(社会福祉協議会)	社会福祉協議会が実施主体となり、一人暮らし高齢者や高齢者世帯の男性を対象にした料理教室を6回開催し、77名が参加した。	B	料理教室等への参加を今後も促し、家事への意識付けになるよう、また介護は女性がすべきものという固定感が薄れつつあるよう期待する。
27	16	男性が家事・育児・介護等の生活知識及び技術を取得するための各種講座への参加の促進	スポーツ生涯学習課	市立小中学校・幼稚園の保護者を対象に講演会を開催した。	B	子育てに関して、男性の参加促進を図る。	
28			保健センター	プレママ教室：年15日間（3回×5期）参加者総数174名 プレパパ教室：年5日間 土曜日開催 参加者総数174名(女性87名・男性87名)	B	今後も男性が出席しやすいよう、土曜日等にも実施していく。 出産から育児に至るまでの知識を習得できるよう継続して実施する。	
29	17	青少年の相互理解と協力を推進する諸活動の計画	キャンプ等を通じた青少年への男女共同参画に関する学習機会の提供	スポーツ生涯学習課	子ども会キャンプ事業を通して、男女・異年齢間の交流を図った。	A	今後も交流事業を継続していく。

施策の基本方向(4) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

No.	No.	施策の方策	施策の内容	担当課	平成27年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
30	18		女性の生涯に応じたチャレンジを支援するセミナー、学習会の開催	スポーツ生涯学習課	女性活動企画員会議の男女共同参画社会への理解などの学習活動を支援した。	B	今後も継続して実施していく。
31				公民館	八重洲、小文間、永山、寺原、井野、戸頭、白山、中央タウンで婦人学級を実施した。豊かな人間性を培うと共に、社会背景に沿った幅広い教養を身につける。	B	引き続き、女性としての豊かな人間性を高めて学習します。また、新たに参加する方を募集していく。
32				市民協働課	現代女性の支援モデル事業に取り組み、就業支援、結婚支援、出産支援、復職支援の4事業を実施し、女性のライフイベントに応じた包括的支援をした。	A	学習会等の開催を実施する。
33	19		男女共同参画についての講演会、学習会の開催(自立企画も含む)	スポーツ生涯学習課	実施していない。	D	今後検討していく。
34				市民協働課	女と男ともに輝くとりでの集い事業について、熟意ある委員の方々により事業を実施していただいた。また現代女性の支援モデル事業に取り組み、就業支援、結婚支援、出産支援、復職支援の4事業を実施し、女性のライフイベントに応じた包括的支援をした。	A	引き続き、効果の高い事業を継続して実施できるよう、実行委員会と連携して取り組んでいく。
35	20	多様な学習機会の充実、意識の啓発、情報の提供	男女共同参画の研究資料の収集・整理、意識調査の実施	政策推進課	平成27年10月～11月に実施した「取手市民アンケート調査」のなかで「男女の地位に関する意識について」意見を問う項目を設け、調査を実施した。	A	今後も、男女共同に関連した研究資料の収集・整理に努めていく。
36				市民協働課	市民アンケート調査(政策推進課実施)で、「男女の地位に関する意識について」の項目をたて、意識調査を実施し、概要を公表している。第三次男女共同参画計画策定に向け、市民の男女共同参画に関する意識調査を実施した。	A	年次報告書の中で、さらに分析したものを掲載していく。
37	21		男女共同参画情報紙の発行、啓発小冊子の発行、情報の提供	図書館	ボランティアの方々(7割が女性)に活動いただいたが、得意分野を活かし、災害があった地域などへ援助するなど、幅広い視野での活動を行った。男女がともに図書館事業に参加しやすいように読み聞かせ講習会をはじめとして、学習機会を設け、子育て世代におすすめの本の提供するなどを実施している。テーマ展示などを行い本による情報提供を行った。	A	テーマ展示などを引き続き行うとともにホームページでの情報発信に努める。
38				市民協働課	男女共同参画情報誌「風」を年2回新聞折込で配布している。また、情報誌は市のホームページでも公開している。委託事業で「次世代女性活躍のひみつ」を発行し、公共施設等に配置し周知を図った。	A	引き続き、情報提供に努める。
39	22		乳幼児を持つ女性の学習機会及び社会参加権の充実(一時保育の実施を含む)	スポーツ生涯学習課	実施していない。	D	今後検討していく。
40				子育て支援課	就労活動時の一時保育やファミリーサポートセンターの利用をパンフレット等でPRした。	B	引き続きパンフレット等でPRを続ける。
41				市民協働課	男女共同参画に関するイベント開催の際は、幼児から参加できるような体制を配慮いただいた。	A	今後も、イベント開催時の託児所の配慮を心がけて実施していく。
42	23		学習・交流の場の情報提供のため、市としての生涯学習情報システムの構築	スポーツ生涯学習課	実施していない。	D	今後検討していく。
43	24	民間等の教育事業との連携強化	芸大、茨大など教育機関、事業所との連携による学習機会の充実	文化芸術課	東京芸術大学音楽学部及び美術学部と連携の文化交流事業を実施。 ○音楽学部：中学校吹奏楽部指導、ミニコンサートの実施 ○美術学部：小学校授業指導	B	今後も継続して実施。毎回アンケート等を実施し、効果的な実践方法を模索していく。
44	25	指導者の養成	女性リーダー等人材バンク登録の充実	スポーツ生涯学習課	リーダーバンクに210名が登録し、約7割が女性登録者である。	A	女性リーダーのさらなる登録推進を図る。
45				市民協働課	人材バンク登録自体は実施していないが、庁内で市民委員などの人選依頼があった場合は、公平な視点があり男女共同参画に見識が高い関係市民を推薦している。	B	一般公募された市民の状況を把握するなど、庁内の人材活用の仕組みを検討していく。
46	26		男女共同参画アドバイザー養成講座への支援	市民協働課	市として「アドバイザー」という位置づけの研修は実施していないが、国や県で実施している男女共同参画関係のセミナーの周知を行うことで、間接的にアドバイザー養成支援を実施している。	B	今後とも、情報提供を主とした支援を実施していく。

主要課題3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

施策の基本方向(5) 女性に対する人権侵害の根絶の環境づくり

No.	No.	施策の方策	施策の内容	担当課	平成27年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
47	27	女性への暴力の予防と根絶のための環境づくり	男女共同参画に関する専門研修（市職員向けも含む）の充実	人事課	各種専門研修への参加について、全庁的に募集し参加させている。	B	今後も継続して実施していく。
48	28		女性への暴力防止や人権意識の高揚、啓発	市民協働課	国が作成した、DV防止・性犯罪・売買春・人身売買・推進月間などの啓発ポスターとチラシを、庁内及び各公共施設に掲示した。	B	国県作成の送付の啓発チラシなどを身近な場所に掲示し啓発に努める。
49	29		男女共同参画に関する専門研修（市職員向けも含む）の充実 ・取手市男女共同参画推進月間（11月）におけるPR活動の充実	子育て支援課	国等が作成したDV予防ポスターを公共施設で掲示した。	B	引き続きDVに関する啓発と、相談体制の充実、関係機関との連携を行う。
50	30	セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	事業所（市を含む）に対し、セクシュアル・ハラスメント防止に向けての情報の提供、意識の啓発	人事課	セクシュアルハラスメント相談員を配置しており、随時相談を受けることができる体制を整えている。	B	今後も継続して実施していく。
51				市民協働課	人事課と連携して整備したセクハラ防止体制を継続した。	B	今後も意識啓発・情報提供を図っていく。
52				産業振興課	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	B	引き続き啓発活動としてポスター等の配置を続けたい。
53	31	ドメスティック・バイオレンスの防止対策の推進	ドメスティック・バイオレンスの防止目的として、講演会・研修会の開催、啓発	市民協働課	啓発ポスターやチラシの掲示・配布や、他機関で行う講演会等の周知を行った。	B	担当課（子育て支援課）との連携を一層図っていく。
54				子育て支援課	NPO法人などが実施する講演会のチラシを公共施設に設置した	B	引き続き、関係機関で実施する講演会等の情報提供を実施していく。今後、講演会・研修会の開催を検討する。
55	32	ストーカー行為等への対策の推進	ストーカー規制法の周知、啓発	市民協働課	啓発ポスターの掲示や国県等主催セミナーのチラシ配布や周知を行った。	B	継続して実施する。

施策の基本方向(6) 被害者のための相談体制の充実

No.	No.	施策の方策	施策の内容	担当課	平成27年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
56	33	被害女性に対する相談の充実	ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為に対処するため、女性相談窓口、人権相談事業の周知、充実	市民課	住民基本台帳事務支援措置の実施。支援内容・・・住民票の発行制限、除住民票の発行制限、戸籍の附票の発行制限、住民基本台帳閲覧名簿の削除。	A	今後も継続して実施する。
57				子育て支援課	相談業務の啓発を市HP、チラシ等で周知している 被害者から連絡があった際は迅速に対応している DV相談件数（H27実績）実件数21件 延件数32件 DV以外27件	A	セクシュアルハラスメントについては雇用均等室、ストーカー被害については警察など、専門窓口の案内をしている。
58				人事課	関係部署において相談員を配置しており、随時相談を受けることができる体制を整えている。	B	今後も組織内部署と連携を図るとともに継続して実施していく。
59	34	ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為の防止と被害者保護のため、関係機関（警察や医療関係者など）との連携		子育て支援課	関係機関と連携体制が図られており、互いの役割を理解したスムーズな動きがとれている	A	今後も、継続して連携していく
60				市民課	住民基本台帳事務支援措置の実施。支援内容・・・住民票の発行制限、除住民票の発行制限、戸籍の附票の発行制限、住民基本台帳閲覧名簿の削除。	A	今後も継続して実施する。
61	35	関係機関との連携の推進	セクシュアル・ハラスメントに対する被害者保護のための、関係機関（法務局・雇用均等室）との連携	学務給食課	県及び関係機関からの通知やパンフレットを配布し、啓発を図った。	B	今後も被害者保護のために、関係機関との連携を推進していく。
62				人事課	関係部署と連携を図り、必要に応じ情報交換や情報提供を行っている。	B	今後も継続して実施していく。
63				市民協働課	相談・助言・均等室など関連機関への引継ぎなどを目的に男女共同参画苦情処理窓口を設置している。	B	苦情処理相談員や関係機関との連携を一層図っていく。
64	36	各種相談業務における適切な人材の確保、研修会の機会等充実による人材の育成		子育て支援課	前年度に続き、家庭相談員が婦人相談所や県の研修に参加し、広域・関係機関とスキル向上を図った	A	今後も有意義な研修に積極的に参加していく。
65				人事課	各課で配置している各種相談業務相談員に対して、専門知識習得のための各種研修の案内を全庁的に行っている。	A	今後も継続して実施していく。
66				市民協働課	市の助成制度の活用者を育成し、相談員に任命している。国県主催研修に参加し知識や経験を深めている。	A	今後も研修等に積極的に参加し、人材の育成に努める。

主要課題4 メディアにおける人権の尊重

施策の基本方向(7) 女性の人権を尊重した表現の推進

No.	No.	施策の方策	施策の内容	担当課	平成27年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
67	37	女性の人権を尊重した表現の推進、環境の浄化	性犯罪、売買春、性の商品化の防止のため、県青少年保護育成条例等の有効な運用等及び環境浄化のための啓発	スポーツ生涯学習課	茨城県青少年の健全育成等に関する条例に基づく立入調査を実施し、有害環境浄化に努めた。	A	今後も同様に実施していく。
68	38	性・暴力表現を扱ったメディアからの情報を主体的に読み解き判断できる能力の向上への取り組み	性・暴力表現などの有害情報の氾濫の防止、環境の整備及び性・暴力表現を扱ったメディアからの情報を主体的に読み解き、判断できる能力の向上のための支援、啓発	情報管理課	市の管理するネットワークに接続するパソコンについては、フィルタリングを実施し有害なWebサイトについての制限を行っている。	A	本施策に対する取組みは、庁内システム及び職員に限定したものであり、広く市民に対応した支援・啓発ではないことから、次期計画策定の際には考慮を要する。
69				子育て支援課	市の刊行物について性差別につながるような表現がないように作成した。	B	今後も、刊行物作成時に性差別表現のないよう留意する。

施策の基本方向(8) 情報を活用できる能力の向上

No.	No.	施策の方策	施策の内容	担当課	平成27年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
70	39	メディア社会において情報を活用できる能力の向上	市民の主体的な情報活用能力向上のための取組みの推進	スポーツ生涯学習課	IT講習会をパソコンボランティアとの協働により6公民館で上期・下期2回実施した。	A	今後もさらなる講習内容の充実に努めていく。
71				情報管理課	職員の情報化研修について、女性に特化したものは実施していないが、全て男女の区別無く実施し、研修参加者の募集を行なっている。(Word, Excel等officeソフト、e-ラーニングによる情報セキュリティ研修ほか)	A	情報管理課の業務は主に庁内における電算システム及びネットワークの維持管理であり、市民の情報リテラシー向上については関与していないことから、次期計画策定の際には考慮を要する。

基本目標 2 あらゆる分野への男女共同参画を確立するための環境の整備

主要課題5 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進

施策の基本方向(9) 家庭生活における男女共同参画の推進

No.	No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成27年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点	
72	40	家庭生活における男女共同参画の推進	家庭生活における男女共同参画の推進に向けた広報・啓発活動や学習機会の提供	スポーツ生涯学習課	公共施設等にて研修会、講習会等の案内チラシを配布するなどの情報提供を行った。	B	今後継続して実施する。	
73				子育て支援課	次世代育成支援地域行動計画において「子育てと仕事が両立できる社会づくり」の柱のなかで、父親の子育て参加の促進や、子育てにおける男女共同の意識啓発、子育て支援体制の充実、の施策推進と進行管理に取り組んだ。	B	次世代育成支援地域行動計画の内容も含め新しく作成した「取手市子ども・子育て支援事業計画」の、「仕事と生活の調和が図れる社会の形成」のなかで、広報・啓発活動等を行う。	
74				市民協働課	「女と男ともに輝くとりでの集い」や情報誌「風」などで、ワークライフバランスに関する事業実施や記事掲載を行い、市民への周知を図った。	A	引き続き、広報や情報誌などを利用して周知徹底を図っていく。	
			15	男女が家事・育児・介護等で、ともに協力し合いその責任と役割を担うことへの啓発と参加促進	→No.15参照			
			16	男性が家事・育児・介護等の生活知識及び技術を取得するための各種講座への参加の促進	→No.16参照			

施策の基本方向(10) 地域社会における男女共同参画の推進

No.	No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成27年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点		
75	41	地域活動、地域コミュニティ等における男女共同参画の促進、支援	自治会等地域活動、地域コミュニティづくり、まちづくりセミナー等へ男女参画の促進、啓発及び支援	スポーツ生涯学習課	地域活動団体の要望に応じて、リーダーバンク登録者を出前講座の講師として派遣し、講座を実施した。	A	今後継続して実施する。		
76				市民協働課	地域コミュニティ活動が活発に展開されるように、地区補助金を交付した。	A	引き続き、各地域において、男女を問わず参加しやすいイベント等を積極的に開催するように市政協力員(自治会代表者)に依頼する。		
77				市民協働課	「女と男ともに輝くとりでの集い」実行委員会には地域コミュニティづくりを担う団体(地女連・青年会議所など)のメンバーも加わっており、地域活動の中で男女共同参画意識の啓発を行った。	A	今後も市民団体へ各事業の実施や協力を依頼していく。		
78	42	地域活動リーダーの育成		市民協働課	各地域の代表者である市政協力員を対象に、リーダーとしての見識を深め資質向上を図るために、研修会や視察研修を実施した。	A	地域コミュニティづくりのリーダーとして活躍してもらうために、引き続き研修会や意見交換会を実施する。		
79				市民協働課	国県主催セミナーや県主催事業を周知した。また、市の事業についても、実行委員や情報誌編集委員などをお願いし、地域活動に還元いただいている。	A	「参加」から「参画」そして「地域のリーダー」となって地域で実践的活動につながるよう人づくりの体系を構築していく。		
80	43	情報の収集・提供と地域ネットワークづくりの推進	各種団体グループの活性化と女性団体グループのネットワークの支援	市民協働課	情報誌「風」で地域で活動する団体の活動を取り上げ、他団体への啓発をしている。また、女と男ともに輝くとりでの集い実行委員会でも、各グループに属している方が多いので、グループ間の情報交換やネットワーク化に一定の役割を果たしている。	A	引き続き、各団体のニーズに応じた支援を行っていく。		
81	スポーツ生涯学習課			取手市地域女性団体連絡会に対して、運営を支援するために補助金を交付するとともに、情報や意見の収集をした。	B	今後も同様に実施する。			
82	44			市民協働課	女性団体等による調査、提言事業への支援、女性による提言の積極的活用	市民協働課	NPO活動やボランティア活動への女性参加の割合は比較的高いので、その団体情報の積極的な収集と発信及び各活動についての意見や提言などの積極的な活用を努めた。また、市民活動団体の連携についての意見交換会を実施した。	A	引き続き団体情報の収集・発信に努め、団体間のネットワークを構築できるような支援する。
83	市民協働課			男女共同参画を推進する市民団体の総会や活動報告の場に出席し、意見交換を実施した。	A	女性の提言意見などが活かされるよう取り組んでいく。			

84	45	ボランティア活動への支援	社会福祉課(社会福祉協議会)	脳トレボランティアを老人福祉センターあけぼのと桜が丘自治会主催のもので2カ所で開催。多様化するニーズに応えられるよう、スローエアロビック指導員養成講座やフォークソングの講座も開催し幅広いボランティアの育成に努めた。	B	既存のボランティア講座のほか新たなボランティア育成、広報の充実、若いボランティアの育成。	
85			市民協働課	団体活動のマナー化等に悩む団体に対し、他団体と解決策を考える機会となる講座を開催し、各団体のレベルアップを図ることができた。 また、災害時や減災には地域の繋がりがどれほど必要か具体例を交えた講演会及び地域円卓会議を行い、今後のボランティア活動や地域貢献活動への参加意欲の促進を図った。 市民活動団体の活動拠点となる市民活動支援センターでは、専任職員が相談業務等を行うとともに、各団体の活動状況の情報発信をはじめ各種情報の収集・提供を行い、市民活動を側面から支援した。	A	引き続き、市民、市民活動団体の人材育成に効果的なセミナーを企画する。市民活動支援センターでは、市民活動団体の活動拠点として相談業務及び各種情報の収集、提供をより一層充実させる。	
86			46	市民協働課	インターネットの市民活動情報サイト「いきいきネットとりで」で市民活動団体の活動や情報発信がスムーズにできるように支援を行った。さらに、NPO・ボランティア団体要覧を作成し公共施設等に配置し団体の活動紹介を行った。	A	引き続き市民活動情報サイトは利用団体からサイトに関する意見収集の機会を設け、利用者のためにより良いサイト運営を目指す。
87			47	ボランティア休暇制度の普及	産業振興課	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	B
88	人事課	ボランティア休暇は（1年間で5日）平成9年度から制度化しており、職員には浸透している。昨年度の取得実績はないが、休暇制度の対象にはならないボランティアは職員の多数が行っている。			B	今後も庶務担当者研修会等を通し、継続して実施していく。	
89	48	環境保護活動への参画の支援	環境対策課	特に団体向けの事業は実施していないが、市民に向けた事業として、次の事業を実施した。 （1）レジ袋削減の普及啓発 （2）緑のカーテンの普及啓発 （3）市広報・市ホームページでの情報提供	A	継続して実施する。	
90	49		環境対策課	環境シンポジウム及びパンフレットの作成は実施していないが、県・関係機関が開催するシンポジウム及び環境パンフレット等を掲示・配布し、女性が環境問題に関し活動できる機会を提供している。	B	継続して実施する。	
91	50		環境対策課	市民環境講座を年5回開催し、市民が環境に対する関心と知識を高める機会を提供した。	A	継続して実施する。	
92	51	地域における安心・安全のまちづくりの推進、啓発、情報の提供	安全安心対策課	防災に関する講演会・出前講座並びに防災訓練への参加。防災に関する出前講座（女性参加含む）を実施した。自主防災組織87組織中3組織が女性会長。	B	今後も防災意識の高揚のため講演会、出前講座、防災訓練などを実施し、女性参加要請の啓発活動を行って行く。	
93			消防本部	異常気象などにより広域災害が増える中、防災意識の高まりから自主防災訓練への女性の参加が多くなってきている。これらのことから各種訓練に女性消防分団員を積極的に参加させ、女性ならではのきめ細やかな点に配慮した訓練が出来た。	B	訓練の際の講話などで、女性の視点から見た細かい配慮を盛り込むなど、更なる工夫を図ることで女性が参加しやすいようにする。また、多くの訓練に女性消防分団員の参加を要望するとともに、新団員の入団活動を展開する。	
94			52	安全安心対策課	取手市防犯連絡員協議会（藤代南支部）さくら婦人チーム、防犯キャンペーンの実施。	B	女性特有の優しさや表現などによる犯罪抑止啓発活動が有効であることから、今後も各地区組織で女性部の立上げを推進する。

主要課題6 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大

施策の基本方向(11) 各種審議会・委員会等への女性の参画の拡大

No.	No.	施策の方策	施策の内容	担当課	平成27年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
95	53	審議会・委員会等への参画・登用の推進	審議会委員等の女性登用の促進、登用率の向上	市民協働課	条例に基づく審議会や委員会の任期満了時を把握し、任期満了が近い審議会には、選考区分に一般公募委員を取り入れることや、男女の比率に留意すること、選考区分が慣例となっていないかの見直し、を所管課に説明依頼した。	A	計画においてもH28で40%の目標を掲げており、各部長および関係各課にも協力を呼びかけ継続して目標達成を目指す。
96				子育て支援課	児童福祉審議会委員を7月に改選し男5：女5となった（従来は男6：女4）	A	次回改選時も選定方法や男女比率に留意する。
97				市民協働課	①補助金等検討委員会（委員5名中、女性2名を登用） ②男女共同参画審議会委員（委員7名中、女性4名を登用）	A	改選時には、女性委員の登用を促進し、男女比率に留意する。
98				情報管理課	現在、個人情報保護審議会、同審査会で女性の登用を行っている。情報公開及び個人情報保護審議会：6名中3名を登用 情報公開及び個人情報保護審査会：4名中1名を登用	B	今後も同等割合以上の堅持を目標に女性の登用を行っていく。
99				政策推進課	行政改革推進委員会委員9名中、女性委員3名	A	女性委員の率が増えるよう努めていく。
100	54	審議会委員等の一般公募委員登用の促進、登用率の向上	審議会委員等の一般公募委員登用の促進、登用率の向上	教育総務課	①取手市教育委員会（委員5名中、女性1名を登用） ②取手市奨学生審査会（委員8名中、女性0名を登用） ③取手市立白山西小学校及び稲小学校統合準備協議会（委員20名中、女性委員8名を登用） ④文化財保護審議会（委員7名中、女性2名を登用） ⑤取手市教育委員会事務点検評価委員（委員4名中、女性1名を登用）	B	①委員を登用するときに女性委員の登用に努めていきたい。 ②条例施行規則により、委員の選出区分を充職としているため、確実な女性委員の登用は難しい。今後も規則に準じて選出を行う。 ③平成28年3月に解散。 ④条例により、委員の選出区分を規定している。女性委員の登用に努めていきたい。 ⑤要綱により、委員の選出区分を規定している。女性委員の登用に努めていきたい。
101				市民協働課	条例に基づく審議会や委員会の任期満了時を把握し、任期満了が近い審議会には、選考区分に一般公募委員を取り入れることや、男女の比率に留意すること、選考区分が慣例となっていないかの見直し、を所管課に説明依頼した。	B	目標値が早期実現するよう進める（H28年度40%）
102				子育て支援課	一般公募は未実施（児童福祉審議会、戸頭東保育園移管選定委員会）	B	委員会の内容と照らし合わせて公募実施も検討していく
103	55		参画状況の定期的調査の実施、情報の提供、意識の啓発	市民協働課	内閣府実施調査（毎年5月）時に庁内に向け、参画状況の周知、女性委員不在の審議会の解消依頼、併せて市独自調査（要綱に基づく協議会など）を実施した。結果は、実績報告者や行政評価シートでの公表をした。また、統計とりで、データを掲載した。	A	引き続き、情報の提供を行い、意識の啓発を図る。

施策の基本方向(12) 市役所における女性職員の登用・職域の拡大

No.	No.	施策の方策	施策の内容	担当課	平成27年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
104	56	各部・課内の職務の見直し	職員の意欲や意向を尊重した人事配置の推進	人事課	職員自己申告制度による申告内容、人事ヒアリングを参考に人事配置を行っている。	A	今後も継続して実施していく。
105	57		男女均等な職員研修による人材育成	人事課	男女に関わらず全ての職員に対し、研修の参加機会を与えている。	A	今後も継続して実施していく。
106	58	職員に対する女性問題研修の充実	男女共同参画社会への学習機会の確保	人事課	担当部署と連携を図り、男女共同参画・人権問題等の研修会に参加している。	A	今後も庶務担当者研修会等を通し、継続して実施していく。
107	59	管理職への女性の積極的登用	人事評価制度を踏まえ、女性職員の能力と適性に応じた職域の拡大、登用及び昇進	人事課	管理職を含め全職員対象に人材育成を踏まえた人事評価研修を実施し、女性職員の管理職登用及び昇進を行っている。	A	今後も継続して実施していく。
108	60	女性の視点を活かした政策の推進	市の政策方針決定過程への女性職員の視点の活用	政策推進課	我孫子市取手市都市づくり協議会の事業の一つである若手職員意見交換会において、取手市からは6名中3名の女性職員が参加し、両市の課題や政策について市長へ提言を行った。	A	意見交換会だけでなく、他の多くの機会でも女性視点の意見が反映できるように試みる。

施策の基本方向(13) 事業所等における女性社員の登用・職域の拡大

No.	No.	施策の方策	施策の内容	担当課	平成27年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
109	61	事業所における女性社員の登用・職域の拡大	関係機関との連携による、女性の登用や職域拡大の重要性について企業や団体等への啓発の促進及び協力要請	産業振興課	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	B	引き続き啓発活動としてパンフレット等の配置を続けたい。
110				市民協働課	情報誌「風」で、企業で活躍する女性の連載記事を掲載し、女性登用に関する意識啓発を図った。また、働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を訪問し取材を行った。	A	関係課と連携し、市内企業で活躍する女性や、働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を取り上げ、ホームページ等で発信するなど、意識啓発を推進していく。

施策の基本方向(14) 男女共同参画推進のための女性リーダーの養成

No.	No.	施策の方策	施策の内容	担当課	平成27年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
111	62	国立婦人会館・県女性センター等での学習に対する支援	各種情報提供の充実、啓発	市民協働課	他機関の開催チラシを公共施設窓口に設置するほか、市内の女性団体への周知等を行った。	B	今後も継続して実施する。
112	63		女性リーダー等養成講座への支援、充実	市民協働課	他機関の開催チラシを公共施設窓口に設置するほか、市内の女性団体への周知等を行った。	B	今後も継続して実施する。
113	64	ネットワークづくりの推進及び交流機会の充実	ネットワークづくりの推進	市民協働課	女と男ともに輝くとりでの集い実行委員会のメンバーは女性団体グループに属している方が多く、実行委員会開催の場でグループ間の情報交換やネットワーク化のきっかけづくりをしていただいた。市内高校に参加要請を行い、3校から15名の生徒が参加してくれた。	B	引き続き実施する。
114	65		自主学習グループへの支援と育成	市民協働課	市民団体の活動成果報告会への出席や、各団体での個別要請に応じた支援を実施した。	B	引き続き実施する。

主要課題7 国際社会の取り組みへの理解と協力

施策の基本方向(15) 男女共同参画に関する国際的な動きへの理解

No.	No.	施策の方策	施策の内容	担当課	平成27年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
115	66	国際規範・基準への理解の促進	国際問題や外国の文化などについての学習機会を提供し、男女共同参画に関する国際的な動きへの理解の促進	秘書課	各種の国際交流事業を実施および支援し、外国文化等についての学習機会を提供した。	A	引き続き実施する。
116	67	国際情報の収集と提供及び学習の機会の支援	海外派遣事業への支援、及び相互理解を促進する講座・情報の提供	秘書課	国際交流協会のイベント等の支援を行ったほか、姉妹都市派遣に際し異文化理解のための研修を充実させるなど、相互理解の促進に努めた。さらに2月にユバ市訪問団が来市した際に、日本の教育システムに関するプレゼンテーションを実施した。	A	引き続き実施する。

施策の基本方向(16) 男女共同参画に関する国際交流の推進

No.	No.	施策の方策	施策の内容	担当課	平成27年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
117	68	国際交流・国際協力の促進	NPO等の活動への支援 NGOとの連携	市民協働課	国際交流の分野で活動している団体に市民活動情報サイト「いきいきネットとりで」において活動情報を発信してもらい国際交流への活動につながるよう支援した。また、該当する市民団体に対し、一般公募補助金の交付を行った。	B	国際交流・国際協力を目的とした活動に対し、所管課を中心に、間接的に連携・支援を行う。
118				秘書課	「取手市国際交流協会（TIFA）」の法人化支援のほか、事務局としてその活動を側面的にサポートした。また市内で活動している国際交流市民団体4団体の連携を図るため、取手市内国際交流市民団体活動報告会を開催した。	A	国際交流に係る団体については、引き続き適切な情報提供を行い、自主的な活動を促していく。
119	69	海外交流の促進	市民の国際性を育むための、市民の海外派遣研修等を通じた国際交流の促進	秘書課	姉妹都市ユバ市との交流について、市民を派遣し、ホームステイを通じて異文化交流を行った。さらに友好都市桂林市に取手市民訪中団を派遣し、桂林市との交流を実施した。また市内中学生の国際的な感性を養うために、ユバ市・桂林市学生との絵手紙による交流を実施した。	A	引き続き事業を実施し、更なる発展・充実を図る。
120	70	外国籍市民への支援	市内に居住する外国人に対する各種支援と情報の提供	秘書課	取手市国際交流協会と連携し、日本語教室や外国人のための無料相談会などの外国人のための支援事業を行った。	A	引き続き、取手市国際交流協会を通じ、外国人支援事業への支援を行っていく。
121				市民課	外国籍市民に対し、日常生活用のパンフレットの配布や、対応をしている。	A	今後も継続して実施していく。
122	71		国際交流ボランティアの支援と育成	秘書課	取手市国際交流協会の活動支援を通じて、協会ボランティアが主体となり協会主催事業などが実施された。また県国際交流協会の協力のもと、日本語教室ボランティア育成講座が実施され、日本語教室の外国人学習者を支援するボランティアの育成を行った。	A	今後も、国際交流に係るボランティア等についての情報を積極的に提供していく。

基本目標 3 多様な働き方を可能にするための環境の整備

主要課題8 職業生活と家庭生活の両立支援

施策の基本方向(17) 男女が安心して子育て・介護ができる環境づくり

No.	No.	施策の方策	施策の内容	担当課	平成27年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
123	72	保護者の就労を支援するための仕事と育児の両立支援事業の推進	低年齢児保育,土曜日延長保育,延長保育,障害児保育,一時保育の充実	子育て支援課	市内保育所(園)19カ所のうち、平日延長は全園で、土曜延長は8カ所を実施。障害時保育については全園で加配保育士の配置をしている。一時保育(白山、たかさごナースクール、久賀、永山、戸頭東、たちばな保育園)で実施/利用延べ人数2,129人)低年齢児保育は全園で実施している。	A	受け入れ態勢の強化を図る。「取手市子ども・子育て支援事業計画」で設定した目標値を確保するため、事業の推進を図っていく。
124	73		休日保育,病後児保育の実施	子育て支援課	・休日保育実績(～6/30戸頭東保育園、7/1～稲保育園) ・病後児保育実績(稲保育園)	A	今後も、継続して取り組む。
125	74		学童保育の充実	スポーツ生涯学習課	放課後子どもクラブとして、市内全小学校で実施している。	B	今後も継続して実施していく。
126	75		両立支援のための保育サービスの周知	子育て支援課	広報紙・ホームページに掲載。 各種相談窓口での情報提供の実施。	B	引き続き周知に努める。
127	76		両立支援のための実態調査とニーズの把握	子育て支援課	次世代計画推進アンケート調査(県実施)に協力し、還元データから現状を把握し、進行管理に活用した。	B	計画改定時のニーズ調査実施と他機関他部署実施の調査結果の活用にも努める。
128	77		家庭乳児保育事業(生後43日から1歳まで)の充実	子育て支援課	利用者、登録者は現在いないが、井野保育園で生後57日からの保育を実施している。	B	今後も継続していく。
129	78		家庭児童相談事業の周知,充実	子育て支援課	家庭児童相談室を広報、市HP、リビングホンキャンペーン等で周知した保育所を利用する保護者からの相談を保育担当者や保育現場と連携し対応した。 家庭児童相談件数(H27年度実績 実件数234件、延件数1,457件)	B	今後も周知を続け、いつでも相談できる体制を守っていく。
130	79	介護者を支援するための仕事と介護の両立支援事業の推進	地域ケアの推進とネットワークの支援	社会福祉課	平成25年度で地域ケアシステム事業終了のため実績なし。	-	
131				高齢福祉課	日常生活圏域ごとに設置している各地域包括支援センターにおいて、地域ケア会議を開催し、地域包括ケアシステムの推進等に努めた。	B	今後も各種関係機関と連携し、ネットワークの拡充に努める。
132	80	介護する家族の負担軽減のため介護者への支援・介護者教室の開催	高齢福祉課(社会福祉協議会)	社会福祉協議会が実施主体となり取手地区と藤代地区において、家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的に「介護者の会」を定期的に開催している。また、年に1回はリフレッシュ旅行を実施している。 ①介護者の会 年24回開催 ②リフレッシュ旅行(群馬県) 30名参加	B	社会福祉協議会と連携し、介護する家族の負担軽減のため、介護者の会の普及啓発に努める。	

施策の基本方向(18) 育児休業・介護休業等の定着・普及の促進

No.	No.	施策の方策	施策の内容	担当課	平成27年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
133	81	育児休業制度の定着と介護休業制度の普及及び制度の意識啓発	労働者に対する育児・介護休業制度の周知と定着の啓発	産業振興課	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	B	引き続き啓発活動としてパンフレット等の配置を続けたい。
134				人事課	子育てに係る制度を説明した「子育てハンドブック」を作成し、職員に周知するほか、庶務担当者研修会を通し全職員に周知し、育休・介護休暇対象職員へ詳細を説明している。	A	今後も庶務担当者研修会等を通し、継続して実施していく。
135				市民協働課	現代女性の支援モデル事業に取り組み、就業支援、結婚支援、出産支援、復職支援の4事業を実施し、女性のライフイベントに応じた包括的支援をした。	A	育児・介護休業制度の周知を継続して実施していく。
136	82		男性の育児・介護休暇取得への啓発	産業振興課	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	B	引き続き啓発活動としてパンフレット等の配置を続けたい。
137				人事課	子育てに係る制度を説明した「子育てハンドブック」を作成し、職員に周知するほか、庶務担当者研修会を通し全職員に周知し、育休・介護休暇対象職員へ詳細を説明している。26年度は男性職員の育児休業取得実績はなし。	A	今後も庶務担当者研修会等を通し、継続して実施していく。
138				市民協働課	現代女性の支援モデル事業に取り組み、就業支援、結婚支援、出産支援、復職支援の4事業を実施し、女性のライフイベントに応じた包括的支援をした。	A	男性が休暇を取得しやすいような職場環境づくりに取り組む企業の周知を検討していく。
139	83		男女共同参画に基づく働き方についての事業所（市を含む）に対する啓発	産業振興課	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	B	引き続き啓発活動としてパンフレット等の配置を続けたい。
140				人事課	子育てに係る制度を説明した「子育てハンドブック」を作成し、職員に周知するほか、制度改正の際に、全職員にイントラにより通知を行っており、庶務担当者研修会等においても周知している	A	今後も庶務担当者研修会等を通し、継続して実施していく。
141				市民協働課	現代女性の支援モデル事業に取り組み、就業支援、結婚支援、出産支援、復職支援の4事業を実施し、女性のライフイベントに応じた包括的支援をした。また、男女共同参画情報誌「風」において、「企業シリーズ」で市内事業所の取り組みを全世帯に紹介している。	A	ワークライフバランス(仕事と生活の調和)の視点で男性の働き方(長時間労働など)の見直しなどについて、機会があるごとに啓発していく。
142	84	事業所（市を含む）に対する育児・介護休業制度の定着に向けた啓発		産業振興課	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	B	引き続き啓発活動としてパンフレット等の配置を続けたい。
143				人事課	庶務担当者研修会を通し全職員に周知するとともに、育休・介護休暇対象職員へ詳細を説明している。	A	今後も庶務担当者研修会等を通し、継続して実施していく。
144				市民協働課	現代女性の支援モデル事業に取り組み、就業支援、結婚支援、出産支援、復職支援の4事業を実施し、女性のライフイベントに応じた包括的支援をした。また、男女共同参画情報誌「風」において、「企業シリーズ」で市内事業所の取り組みを全世帯に紹介している。	A	ワークライフバランス(仕事と生活の調和)の視点で男性の働き方(長時間労働など)の見直しなどについて、機会があるごとに啓発していく。

主要課題9 就労場における男女平等の推進

施策の基本方向(19) 男女が対等なパートナーとして働く職場環境づくり

No.	No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成27年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
145	85	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の趣旨の徹底等	事業所へ男女の均等な機会と待遇確保のための周知、啓発	産業振興課	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	B	引き続き啓発活動としてパンフレット等の配置を続けたい。
146				市民協働課	現代女性の支援モデル事業に取り組み、就業支援、結構支援、出産支援、復職支援の4事業を実施し、女性のライフイベントに応じた包括的支援をした。また、男女共同参画情報誌「風」において、「企業シリーズ」で市内事業所の取り組みを全世界で紹介している。	A	ワークライフバランス(仕事と生活の調和)の視点で働き方(長時間労働など)の見直しなどについて、機会があることに啓発していく。
147	86	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の趣旨の徹底等	事業所における女性の能力発揮のための取り組みとして、積極的改善措置(ポジティブアクション:男女間の格差改善)の促進	産業振興課	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	B	引き続き啓発活動としてパンフレット等の配置を続けたい。
148				人事課	全職員に人材育成を踏まえた人事評価研修を実施し女性職員に限らず、全職員が個々の能力を発揮できるよう取り組んでいる。	A	今後も継続して実施していく。
	30		事業所(市を含む)に対し、セクシュアル・ハラスメント防止に向けての情報の提供、意識の啓発	→No.30参照			
149	87	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の趣旨の徹底等	女性労働問題の相談体制、学習機会の充実及び関係機関との連携	産業振興課	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレット配布を依頼。	B	引き続き啓発活動としてパンフレット等の配置を続けたい。
150				市民協働課	男女雇用機会均等法関連のパンフレット等を窓口等に設置したほか、産業振興課と連携して商工会等への配布に努めた。	B	継続して所管課や他機関との連携を図っていく。
151	88	パート労働者・派遣労働者への支援	パートタイム相談事業の充実、労働情報の提供	産業振興課	ハローワーク龍ヶ崎と連携して取手市地域職業相談室を開設し、職業相談、職業紹介、求人情報の提供等を行っている。	A	引き続き実施していく。
152				人事課	平成24年4月より「一般職の非常勤任用制度」を導入しており、非常勤職員の雇用の安定と勤務条件の改善を図っている。また、市ホームページの職員募集欄を創意工夫して情報提供を図っていく。	A	非常勤職員等登録制度について、今後も継続して実施していく。

主要課題10 商業・農業等における男女共同参画の推進  
 施策の基本方向(20) 活力ある商業・農業等の実現に向けた男女共同

No.	No.	施策の方策	施策の内容	担当課	平成27年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点	
153	89	商業・農業等に従事する女性の地位向上のための支援	女性農業者・自営業者がいきいきと働き、能力が発揮できるための啓発、支援	産業振興課	取手市商工会女性部が中心となり「取手ひなまつり」を開催し、地域、商店街の活性化に貢献している。	A	引き続き実施していく。	
154				農政課	軽トラ市等による女性農業者による農産物の販売を実施した。また、平成26年4月に市内に新設されたJA茨城みなみの農産物直売所（夢とりで）による女性農業者等の販路の拡大に寄与した。	A	今後も関係機関等と連携を図りながら啓発、支援を実施していく。	
155	90			家族経営協定の普及、啓発	農政課	認定農業者等の申請時及び農業者に説明・案内を行うとともに、茨城県等のパンフレット配布により普及、啓発を実施した。現在11家族。	B	今後も普及啓発を実施していく。
156	91			農業委員会委員への女性の登用	農業委員会	平成25年2月改選時に議会推薦により女性農業委員1名（任期3年）選出	B	今後も女性農業委員登用を図っていく。
157	92			商工会・農業分野における政策決定の場への女性の参画	産業振興課	商業分野については、商工会理事30人の内女性1人（個人事業主から選考）を登用している。	A	女性の積極的登用
158		農政課	農業再生協議会において2名の女性委員を登用している。	B	女性の登用を積極的に行うよう働きかけていく。			

主要課題11 起業・再就職に対する支援  
 施策の基本方向(21) 女性のチャレンジ支援

No.	No.	施策の方策	施策の内容	担当課	平成27年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
159	93	女性の職業意識を高めるとともに、ライフ・プランを立てるための学習支援	女性の起業やキャリアアップを支援するための、各種研修会や学習機会の充実及び情報の提供	産業振興課	ゆうあいプラザ（働く婦人の家・勤労青少年ホーム）で、簿記3級講座を2回実施。他に就職活動セミナー、コミュニケーション能力講座を企画。資格取得や就職に向けたスキルアップを図っている。	B	引き続き実施していく。
160	94		公共訓練施設への入所支援	産業振興課	龍ヶ崎地区高等職業訓練協会に加盟するとともに、職業訓練学校、職業訓練センターの講座案内チラシ等を窓口へ配置。	B	引き続き実施していく。
161	95	多様な働き方（再就職）のための支援	訓練時の保育サポート	産業振興課	市内一時保育室、ファミリーサポートセンターを案内	B	引き続き実施していく。
162				子育て支援課	就職活動中の一時保育預かり・ファミリーサポート事業の利用について情報提供を実施した。	B	引き続き情報提供に努める。
163	96		21世紀職業財団との連携の充実	産業振興課	実施していない。	D	賛助会員の会費年間5万円が必要。21世紀職業財団との連携については、引き続き検討を続ける。なお、類似事業を実施している他の機関（茨城県労働委員会、県南労働相談センター等）のチラシを配布。引き続き、実施していく。
164	97		職業能力の自己啓発セミナー等研修会の開催	産業振興課	職業訓練センター等の講座案内を庁内、社会福祉協議会に配置。	B	引き続き実施していく。
165	98		再就職に関する情報提供や相談の充実	産業振興課	取手市地域職業相談室をハローワーク龍ヶ崎と連携し開設。職業相談、職業紹介、求人情報の提供等を行っている。	A	引き続き実施するとともに、活用促進のための宣伝活動を心掛ける。

基本目標 4 健康で安心できる生活環境の整備

主要課題12 生涯にわたる男女の健康づくり

施策の基本方向(22) 生涯を通じた男女の健康の保持・増進

No.	No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成27年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
166	99	生涯にわたる健康づくり	思春期、更年期、老年期等人生の各ステージにわたる健康づくり（性差医療を含む）の普及・啓発及び健康相談の充実	スポーツ生涯学習課	スポーツの振興及び市民の健康づくりとして、年齢性別を問わず親しめる健康ふれあいウォーキングをはじめ、各種スポーツ大会を開催した。	B	スポーツ少年団、体育協会、総合型地域スポーツクラブやスポーツ推進委員と連携し、生涯スポーツの普及啓発に努める。
167				保健センター	少子化対策として女子高生及び保護者に対し、望ましい時期に妊娠・出産が出来るよう健康な身体づくりやライフプランについて考え、主体的な生き方のための一歩として講座を実施した。参加者総数375名	A	これから社会に出る男女高校生に対し望ましい妊娠出産のための健康な身体づくりやライフプランの普及啓発に努める。
168	100	健康診査等の充実	市民の健康管理を図るため、各種健康診査等の充実	保健センター	胃がん検診：2,060名、大腸がん検診：2,974名、子宮がん検診：2,131名、乳がん検診：2,450名、肺がん検診：10,657名、前立腺がん検診：2,544名、肝炎ウイルス検診：1,331名、ヘルスアップ健診：826名、骨粗鬆症検診：220名、レディースデイ健診(子宮・乳・ヘルスアップ健診のセット)：141名実施し託児付き健診日を設けた。	A	女性が健(検)診を受けやすい日程や環境づくりに努め、疾病の早期発見や予防のための講座を開催し、啓発に努める。 新規に歯周疾患医療機関検診と歯科保健指導を実施し、歯周疾患予防の啓発に努める。
169	101	メンタルヘルス事業の充実	心の健康づくりに対する情報の提供、啓発、相談体制の充実	保健センター	取手市立保健センター月1回、こころの健康相談を実施すると共に、保健師及び精神保健福祉士による随時相談・訪問を行った。自殺予防対策については庁内に自殺予防対策会議を年6回開催、普及事業としてキャンペーンの実施、メンタルヘルスチェック「こころの体温計」、人材育成事業として若年向け「ゲートキーパー養成講座、ミニ講座(子育て支援センター、ケアマネジャー)を実施した。	B	街頭キャンペーンや広報・HPによる啓発運動の継続。月1回 こころの健康相談の実施。自殺対策会議において、人材育成・普及啓発等の事業を実施していく。

施策の基本方向(23) 妊娠・出産等に関する健康支援

No.	No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成27年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
170	102	性と生殖に関する健康と権利に関する意識の啓発	家庭における性と人権教育の促進	スポーツ生涯学習課	実施していない。	D	今後検討していく。
171				保健センター	随時電話等による相談を実施した。	B	電話相談及び講話依頼があった場合に実施していく。
172	103	妊娠・出産等における母子の健康管理	男女がお互いの性を理解し、尊重し、妊娠や出産について、相互の意思が尊重されるための意識の啓発	保健センター	ブレママ教室：年15日間 (3回×5期) 参加者総数174名 プレパパ教室：年5日間 土曜日開催 参加者総数174名(女性87名・男性87名)	B	土曜日に実施しているプレパパ教室を通して、出産から育児に至るまでの知識を習得できるよう継続して実施する。
173	104		母性の重要性についての認識を深めるため、親と子の自覚についての学習機会の充実	保健センター	ブレママ教室：年15日間 (3回×5期) 参加者総数174名 プレパパ教室：年5日間 土曜日開催 参加者総数174名(女性87名・男性87名)。2～5カ月の第1子の乳児と母親を対象にB Pプログラム(子育て支援プログラム)を実施：参加者総数474名	B	ブレママ教室、プレパパ教室へ参加し出産から育児に至るまでの知識を習得できるよう継続して支援する。
174	105	妊娠・出産等における母子の健康管理	妊娠期、出産期及び乳幼児期における健康診査の充実	保健センター	委託妊婦健康診査：7,609件／委託乳児健康診査：1,030件／4ヵ月児健康診査：615名／1歳6ヵ月児健康診査640名／3歳5ヵ月児健康診査：484名／育児相談：851件／離乳食教室：245件	B	H27.8月より、3歳児健康診査から3歳5ヵ月児健康診査に変更し、対象者は3歳1ヵ月から3歳5ヵ月としている。
175	106		発達段階に応じた性教育、保健安全教育の充実	指導課	保健・学級活動の時間で指導し、充実が図られている。	A	養護教諭等を活用した、より効果的な指導に努める。

施策の基本方向(24) 健康を脅かす問題についての啓発・充実

No.	No.	施策の方策	施策の内容	担当課	平成27年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
176	107	H I V / エイズ・性感染症対策	市広報紙、リーフレットなどによる普及、啓発	保健センター	取手保健センター及び藤代保健センターにおいて、ポスター掲示等により啓発を実施。スマート高校生講座内で性感染症予防を啓発した。	B	保健所及び市内高校と連携を図り、継続して実施する。
177	108		情報提供と相談体制の充実	保健センター	健康福祉まつりにおいて、竜ヶ崎保健所に依頼し情報提供をした。	B	保健所と連携を図り、継続して実施する。
178	109		学校、生涯教育の場での防止対策の啓発	スポーツ生涯学習課	実施していない。	D	今後検討していく。
179				指導課	保健・学級活動の時間で指導し、充実が図られている。	A	養護教諭等を活用した、より効果的な指導に努める。
180				学務給食課	学年初期における定期健診を学校医により実施し、健康管理と疾病の予防に努めた。保健学習の中で感染症予防の知識を身につけた。また、保健主事等の県主催の研修会への積極的な参加により性感染症等の知識の取得と情報提供を行った。	A	今後も市内小中学校教職員の研修会への参加により、ハイレベルな指導ができるようにする。
181	110	薬物乱用防止対策	情報提供と相談体制の充実	保健センター	ポスター・リーフレット等による啓発を実施	B	保健所と連携を図り、継続して実施する。
182	111		学校、生涯教育の場での防止対策	スポーツ生涯学習課	夏季街頭指導において、青少年健全育成キャンペーンに合わせ、薬物乱用対策推進会議による「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の啓発を行った。	A	今後も同様に実施する。
183				指導課	保健・学級活動の時間で指導し、充実が図られている。	A	今後も関係機関との連携を図りながら、薬物乱用防止教室等を実施する。
184				学務給食課	学年初期における定期健診を学校医により実施し、健康管理と疾病の予防に努めた。また、薬物乱用防止教室の開催や学校内に薬物乱用防止啓発ポスターを掲示したり、小学校6年生の保護者には啓発読本「薬物乱用は『ダメ。ゼッタイ。』子供たちを薬物乱用から守るために」を配布するなど、薬物乱用がもたらす心身への影響等の理解を深めることができた。	A	今後も学校薬剤師・警察職員等による「薬物乱用防止教室」を中心に、児童生徒が正しい知識が身につくよう努める。
185	112		薬物乱用防止のための啓発	保健センター	ポスター・リーフレット等による啓発を実施	B	保健所と連携を図り、継続して実施する。
186	113	飲酒・喫煙防止の啓発	飲酒・喫煙が健康に及ぼす弊害についての啓発、情報の提供	スポーツ生涯学習課	7月に取手警察署、行政及び関係団体と共に取手駅において未成年者喫煙防止キャンペーンを行った。	A	今後も同様に実施する。
187				指導課	保健・学級活動の時間で指導し、充実が図られている。	A	養護教諭とのティームティーチング等により、効果的な指導を実施する。
188				保健センター	ウェルネスプラザ移転に伴い、肺チェッカーを購入。個別の肺年齢を計測し禁煙の必要性を指導できるような体制整備に努めた。乳幼児健診時に喫煙習慣の有無について聞き取り、乳幼児への受動喫煙防止に努めた。	B	世界禁煙デー、禁煙週間に合わせた啓発活動を行うと共に、個別の健康相談で肺チェッカーを使った肺年齢を計測し、喫煙者への禁煙行動を促す。

主要課題13 子どもが安全で健やかに育つ生活環境づくり  
 施策の基本方向(25) 子育て支援体制の充実

No.	No.	施策の方策	施策の内容	担当課	平成27年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
189	114	保育施設等の地域への開放と支援	子育て支援センターの充実	子育て支援課	・一時保育事業（H27年度実績 延べ人数2,129人） ・子育て支援センター（H27年度実績 延べ人数 48,305人） 午後の開放日を増やす等、利用者の需要に応えた。	B	充実した企画内容と、ケース検討会による相談時の対応の向上を図る。
190	115		学校・保育施設等の校庭・園庭開放	スポーツ生涯学習課	市内、小・中学校（25校）の校庭および体育館を開放し、利用団体（241団体）の健康推進の支援をした。	B	今後も同様に実施していく。
191				子育て支援課	園庭、乳児の授乳、休憩に施設を開放した。	B	今後も継続していく。
192	116	子育て支援の充実	ファミリーサポート支援事業等の充実	子育て支援課	ファミリーサポートセンターで会員の管理（確保・育成・活用）、協力会員と依頼会員の調整相談を実施した。常時ニーズに沿ったマッチングができるよう、会員の確保につとめた。（ギャラリロード、民生委員会議、支援センター、広報、新聞折り込み等でPR） 会員数627人（協力会員235人・利用会員351人・両方会員41人） 利用件数 2,648件	B	協力会員が高齢化してきているので、次の世代の確保を積極的に実施していく。
193	117		子育てに関する情報の提供、相談体制の充実	子育て支援課	子育て支援センターで年齢別親子の集い、講習会・講演会など企画事業の実施に取り組んだ。また、子育てに関する情報の収集と交換を随時行った。 子育てに関する相談 支援センター（主に育児）相談件数 4,322件 家庭児童相談室（主に虐待やDVまで幅広い相談）相談件数 1,567件	A	今後も継続していく。
194	118		母親クラブの育成、充実	子育て支援課	子育て支援センター事業で、利用者のニーズに沿った事業を実施し、子育て中の親同士の交流・学習の場を提供し、その結果サークルの育成につながるよう取り組んだ。	B	「母親クラブの育成充実」に関する事業はない。計画期間中自然発生したサークルも確認していない。現在は、孤立化させない施策が関連部署で充実している。市が積極的に関与する団体育成ではなく、市の積極的な情報発信と交流拠点の提供で、ゆるやかに自発的なサークル発生を目指す。
195	119		子育てネットワークへの支援	子育て支援課	支援センターを一般に開放し、発達支援センター利用者や保育所利用者の交流の場を設定し、情報交換の場やネットワークの土壌を提供している。	B	自発的なネットワーク活動となるよう取り組んでいく。
196	120	公共施設でのバリアフリー化及び保育施設など子育て環境整備	公共施設整備課	(仮称)ウェルネスプラザ新築工事・多目的広場公園整備工事、稲小校舎・体育館大規模改造工事、小学校空調設備設置工事、藤代中体育館耐震補強工事を実施し環境整備を図った。	B	施設管理担当課と協議しながら、引き続き安全で安心できる環境の整備を図っていく。	
197			子育て支援課	老朽化した箇所（戸頭北保育所すべり台工事、中央保育所トイレ床修繕、トップライト修繕、白山保育所空調修繕等）を早期に修繕し環境整備した。 民間保育園の改築に対し補助金交付（1園） 東日本大震災による放射線対応（食材検査）に取り組んだ。	A	今後も安全な保育環境整備に取り組む。 補助金交付金などの財源の情報を収集し、財源確保に努める。	
198	121	学校における相談事業の充実	指導課	全校に子どもと親の相談員を配置している。	A	子どもと親の相談員の有効活用を図る。	
199	122	子どもの交流場所の整備	子どもや保護者のニーズの把握と調査	スポーツ生涯学習課	各放課後子どもクラブで保護者会を実施しニーズ把握に努めている。	B	今後も継続して実施していく。
200	123		「放課後子どもの居場所づくり」の整備、運営の充実	スポーツ生涯学習課	放課後子どもクラブとして、市内全小学校で実施している。	B	今後も継続して実施していく。

施策の基本方向(26) ひとり親家庭に対する支援の充実

No.	No.	施策の方策	施策の内容	担当課	平成27年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
201	124		経済的支援の促進	子育て支援課	H27年度実績 ・貸付相談件数 8件 ※うち利用1件(修学支度) ・児童扶養手当支給件数 788件 ・J R 定期券割引証明書発行 交付者21人(内新規:18人) ・高等職業訓練給付金等促進事業 4名	B	引き続き各種支援のPRに努める。
202				学務給食課	就学援助制度認定者数 小学校438名 中学校288名	A	就学援助制度の周知を図り、適正な支給に努める。
203				国保年金課	医療福祉制度については、県の小児マル福制度の拡大に合わせ市の単独事業(ぬくもり支援事業)を中学3年生まで拡大した。補助対象年齢の拡大に伴い、ひとり親家庭に対する経済支援の期間を延長した。	A	引き続き、広報とりでやホームページ等を利用し、制度改正の周知を図り対象者の申請を促す。
204	125	ひとり親家庭の福祉と自立の支援	住宅支援の充実	管理課	住宅に困窮する低所得者に対し、生活の安定と社会福祉の増進を目的に、低廉な家賃設定の市営住宅の提供事業を実施している。入居者は公開抽選をもって決定しており、「ひとり親家庭」を優先とする入居対応は実施していない。なお、H19年度の抽選から住宅困窮度合いを加味したポイント制を導入。寡婦・寡婦世帯は加点要素とされ、抽選回数を増やすなど、配慮している。また、家賃の算定にあたり法規定による寡婦・寡父等の所得控除による収入認定を行っている。	B	現行制度を引き続き実施していく。
205				子育て支援課	貸付相談件数(転居資金)0件 ひとり親家庭になった方に配るパンフレットを配布し紹介している	B	住宅支援にかかる様々な情報を紹介できるよう情報収集していく。 住宅支援に関する直接的な事業はない。
206	126		相談体制の充実	子育て支援課	ひとり親家庭になった方に配るパンフレットをもとに各種制度を案内するとともに専門機関等も紹介している	B	茨城県や関係機関と連携し、問題別に適切な支援を提供できるようマニュアル化を図る。
207				指導課	子どもと親の相談員や教育相談センターで相談に応じている。	A	関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図る。

主要課題14 高齢者・障害者等が安心して暮らせるための環境づくり

施策の基本方向(27) 高齢者・障害者等の社会参画の促進

No.	No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成27年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
208	127	生きがいづくりの推進	高齢者の学習意欲に応えるための各種健康教室など学習機会の充実	高齢福祉課	男性講座事業を実施した。 ①「男性講座」5回41名 ②「男性料理教室」6回77名	B	①テーマに斬新性を持たせ、参加者の新たなニーズに応じていく。 ②自主活動へと移行していく。
209	128		公共施設等を利用した、世代間のふれあい交流事業の推進	高齢福祉課	社会福祉協議会が指定管理者となり、地域の高齢者が気軽に通える場として市内4ヵ所のげんきサロン運営を行う。 (げんきサロン戸頭西・げんきサロン稲・げんきサロン藤代・いきいきプラザ) 延利用者数21,318人	B	今後も高齢化の進展等により、利用者の伸びが予想されるので引き続き実施する。
210	129		高齢者のスポーツ・レクリエーション活動への支援、情報の提供	スポーツ生涯学習課	総合型地域スポーツクラブ3団体の活動拠点の確保と情報提供などによる側面的支援を行った。また3クラブ交流大会の広報活動など高齢者の地域交流も含めて積極的に支援した。	B	「いつでも、どこでも、だれでも」が日常参加できるクラブ活動の拠点となる施設の確保に努める。廃校の有効活用。
211				高齢福祉課	三次元プロジェクト要介護者乗馬及びシニア乗馬教室延べ参加者数510名	B	今後も同様実施していく。
212		社会参画の促進	高齢者及び障害者等の特性を生かしたボランティアや就労の場の確保	高齢福祉課(シルバー人材センター)	シルバー人材センター会員数681人、受注件数3,237件、就業実績194,567千円	B	今後もシルバー人材センターの運営に対し支援していく。
213	130			社会福祉課(社会福祉協議会)	65歳以上の高齢者のボランティア(介護支援ボランティア)の促進。障害者の交流会イベントの情報提供やイベントの共催等参加協力している。	B	広報の充実。ボランティア活動の情報提供の充実を図る。
214				障害福祉課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき就労支援を実施。 就労相談、就労訓練を行うことにより一般就労につながったケースもある。 福祉的就労支援では個の社会性、能力を踏まえたうえで実習等を通して社会的自立につなげる訓練を行った。	B	就労問題は関係機関との連携が非常に重要となるため、更なる連携強化を図ると共に就労可能な企業の拡充を関係機関と協力しながら働きかける。
215				高齢者及び障害者等の社会参画の促進に関する情報の提供、啓発	高齢福祉課	サービス内容をホームページ・広報へ掲載し、民生委員を通じてサービス一覧表を配布し、地域での活動に役立ててもらっている。	B
216	131		高齢者及び障害者等の社会参画の促進に関する情報の提供、啓発	障害福祉課	障害者スポーツ大会や各種イベント等の催事事業への参加要請や出展要請を市広の報誌、社協便りを利用して情報提供を実施。 障害者の福祉サービスのしおり作成により各種福祉サービスの情報提供を行った。	B	引続き、市の広報誌、市のホームページ、他の団体の情報紙等を活用し情報提供を図っていく。

施策の基本方向(28) 介護体制の確立と推進

No.	No	施策の方策	施策の内容	担当課	平成27年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点	
217	132	介護保険・福祉サービスの充実	介護を必要とする方のための情報の提供、訪問指導、訪問診査の充実	高齢福祉課	市直営地域包括支援センター及び委託先地域包括支援センター職員で訪問実施 ①75歳以上の高齢者世帯：659世帯 ②独居宅訪問：1,538人	B	今後も広報紙やホームページで情報提供していく。	
218	133		介護サービスの質の向上と充実	高齢福祉課	介護支援専門員、各種介護サービス事業所の連絡会と情報共有し適正な介護サービスの供給に努める	B	介護を必要とされる方が増える傾向にあり、ケアプラン等のチェックを行い、質の高いサービス利用につなげていく。	
	79		地域ケアの推進とネットワークの支援	→No.79参照				
	80		介護する家族の負担軽減のため介護者への支援・介護者教室の開催	→No.80参照				
219	134		介護予防のための、高齢者情報のデータベース化と情報の共有化の推進	高齢福祉課	委託先地域包括支援センターとの間でネットワークで連携し、高齢者情報を共有している。	B	今後も委託先地域包括支援センターと連携を図り、各種事業の推進を図る。	
220	135		要支援・要介護状態になる前に、介護予防のための施策の推進	高齢福祉課	元気な高齢者を対象に介護予防事業を実施 ①取手プラン命の樹プラン(機能回復教室等)登録者 623人 ②元気ハツラツ事業 延べ利用者 1,277人 ③外にでいサービス事業 延べ利用者 569人	B	今後も創意工夫を計りながら一般介護予防事業を実施する。	

施策の基本方向(29) 高齢者・障害者等の生活基盤の充実

No.	No.	施策の方策	施策の内容	担当課	平成27年度 実績	進捗度	今後の方向性・改善点
221	136	生活支援の充実	在宅福祉サービスの充実 ・傾聴ボランティアの支援と育成	高齢福祉課	①緊急通報装置設置事業 新規台数 61台 ②配食サービス事業年間利用実人数 170人 18,090食 ③愛の定期便事業 訪問日数 144日 配布本数 15,080本 ④訪問理美容サービス事業 年間利用者 21人 発行枚数 76枚 ⑤紙おむつ支給事業 支給対象者 388人 ⑥ステッキカー購入費助成事業 年間利用者 20人 ⑦移送サービス利用料金助成事業 年間利用枚数 11,552枚	A	今後も、高齢者の増加に伴い事業費の確保と、必要な方に必要なサービスが提供できるよう努める。
222				障害福祉課(社会福祉協議会)	社会福祉協議会が運営するボランティア支援センターに「社会参加促進事業費補助金」を交付することにより手話通訳、要約筆記者の養成、傾聴ボランティアの養成、点字、声の広報誌これらの事業を通して在宅福祉サービスの充実を図った。	B	今後も引き続き実施していく。
223	137	環境整備の促進	年金、医療、保健などの情報の提供、相談の充実	国保年金課	①国民年金については、経済的に保険料を納めることが困難な方に対する保険料免除申請や学生納付特例等、また、法改正の情報発信を広報とりでやホームページを活用し充実を図るとともに、窓口相談のスキルアップを図った。 ②後期高齢者医療制度については、人間ドックの助成や健康診査について、広報とりでやホームページ等で周知を図り病気の早期発見、健康の保持・増進に努めた。 ③国保保健事業については、特定健康診査や保健指導の受診率向上を図るため、集団検診実施会場の見直しなどの利便性の向上と広報活動の充実を図り、予防医療の推進に努めた。 ④医療福祉制度については、県の小児マル福制度の拡大に合わせ、市の単独事業のぬくもり支援事業も中学3年生まで拡大し、広報とりでの掲載やホームページ・メールマガジンの発信に加え、該当者に通知するなど周知徹底を図った。(再掲)	B	引き続き、広報とりでやホームページ等を利用し、制度改正の周知を図り対象者の申請を促す。
224	障害福祉課			障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、補装具の交付、日常生活用具の給付、自動車改造費の助成、住宅改修費の助成、手話通訳者の派遣、移動支援等これらの事業を実施し環境整備の促進を図った。	B	今後も引き続き実施していく。	
225	138			ハード、ソフト面のバリアフリー化のための環境整備の充実	子育て支援課	保育所施設の不具合箇所について、常時バリアフリーに配慮した修繕改修を実施した。	B
226		高齢福祉課	自宅より安全な生活が送れるよう小規模な住宅改修を行った場合に、介護保険法に基づく居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)として給付している。 居宅介護住宅改修 301名 介護予防住宅改修 119名		A	今後も引き続き実施する。	

### 第3部 施策の成果指標項目の推進状況

「第二次取手市男女共同参画計画」成果指標値の進捗状況

基本目標	評価指標	策定時直近値 (H22調査)	H27	目標値 (目標H28)	進捗率	概要
1 男女の人権が 尊重される 社会の確立	社会通念・慣習上の男女の 平等感	14.1%	12.3%	20.0%	61.5%	社会通念・慣習上、男女が平等と感じている人の割合（政策推進課調べ）
	学校における男女の平等感	34.7%	40.8%	45.0%	90.7%	男女の平等感について、学校で平等と感じている人の割合（政策推進課調べ）
	育児に参加する父親の割合	87.6%	84.6%	95.0%	89.1%	4ヶ月児健診時調査における、育児に参加する父親の割合（保健センター調べ）
2 あらゆる分野への 男女共同参画を 確立するための 環境の整備	各種審議会等における女性 委員の割合	28.6%	26.0%	40.0%	65.0%	市の審議会等委員のうち、女性の占める割合（市民協働課調べ）
	市の管理職員のうち、女性 職員の割合	5.4%	6.4%	15.0%	42.7%	市の管理職員のうち、女性の占める割合（人事課調べ）
	市の係長以上職員のうち、 女性職員の割合	14.0%	10.6%	35.0%	30.3%	市の係長以上の職員のうち、女性の占める割合（人事課調べ）
	女性リーダー育成研修会参 加者数	47人	47人	70人	67.1%	女性リーダー育成のための研修会参加者のべ人数（市民協働課調べ）
3 多様な働き方を 可能にするための 環境の整備	延長保育実施保育所数	8ヶ所	7ヶ所	7ヶ所	100.0%	子育て支援策として延長保育実施保育所数（子育て支援課調べ）
	職場における男女平等感	21.1%	17.3%	25.00%	69.2%	男女の平等感について、職場で平等と感じている人の割合（政策推進課調べ）
	家族経営協定締結世帯数	12世帯	11世帯	18世帯	61.1%	農業経営上、男女が対等なパートナーとして協定を結んでいる世帯数（農政課調べ）
4 健康で安心できる 生活環境の整備	放課後子どもの居場所づく り実施小学校数	18校	15校	15校	100.0%	子育て支援策として放課後居場所づくり実施小学校数（スポーツ生涯学習課調べ）
	育児に自信がもてる母親の 割合	90.1%	88.1%	95.00%	92.7%	4ヶ月児健診時調査における、育児に自信がもてる母親の割合（保健センター調べ）
	介護予防拠点施設への参加 者のべ人数	25,149人	25,349人	30,000人	84.5%	生きがい対策としてげんきサロン等への高齢者の参加者のべ人数（高齢福祉課調べ）

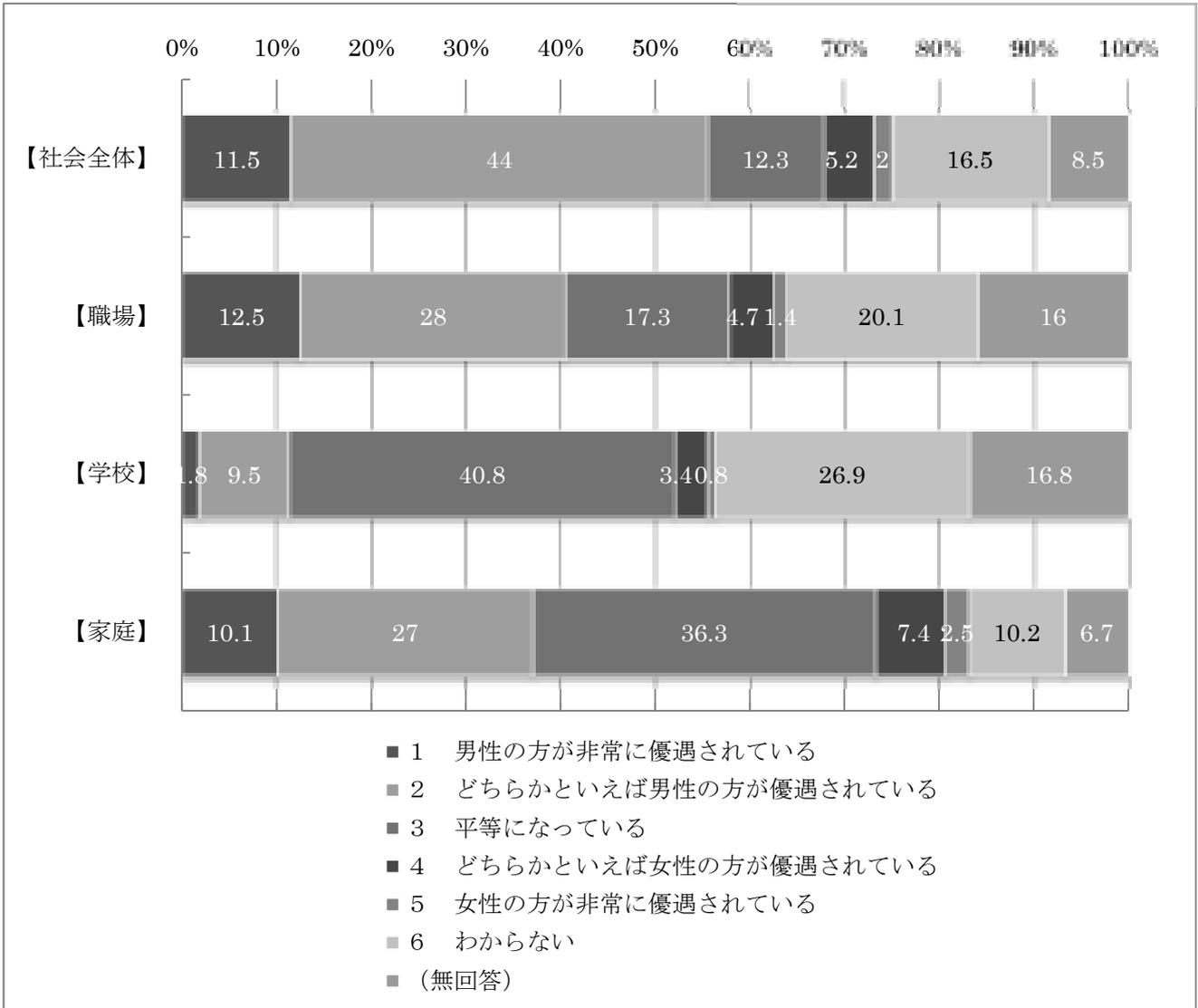
73.4%

## 資 料

- ・取手市民アンケート調査結果 抜粋  
(男女の地位に関する意識について)
- ・取手市男女共同参画推進条例
- ・取手市男女共同参画推進条例施行規則
- ・取手市男女共同参画苦情処理体制

## 7. 男女の地位に関する意識について

【7-1】あなたは、次にあげる分野において、男女の地位はどのようになっていると思いますか。  
《全体》



○男女の地位について「平等になっている」の割合は、【学校教育の場】が一番多く、次いで【家庭生活の分野】となっている。

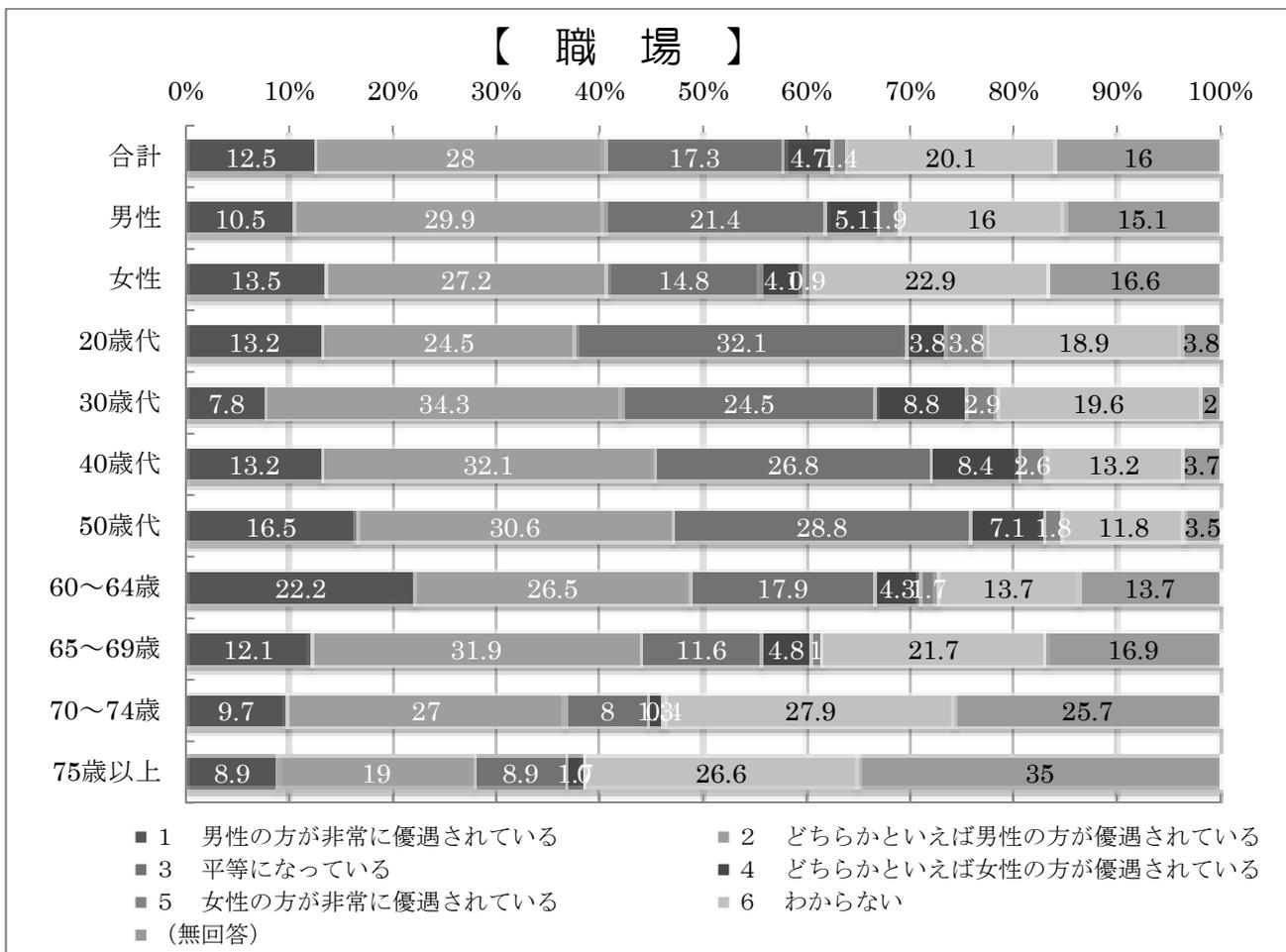
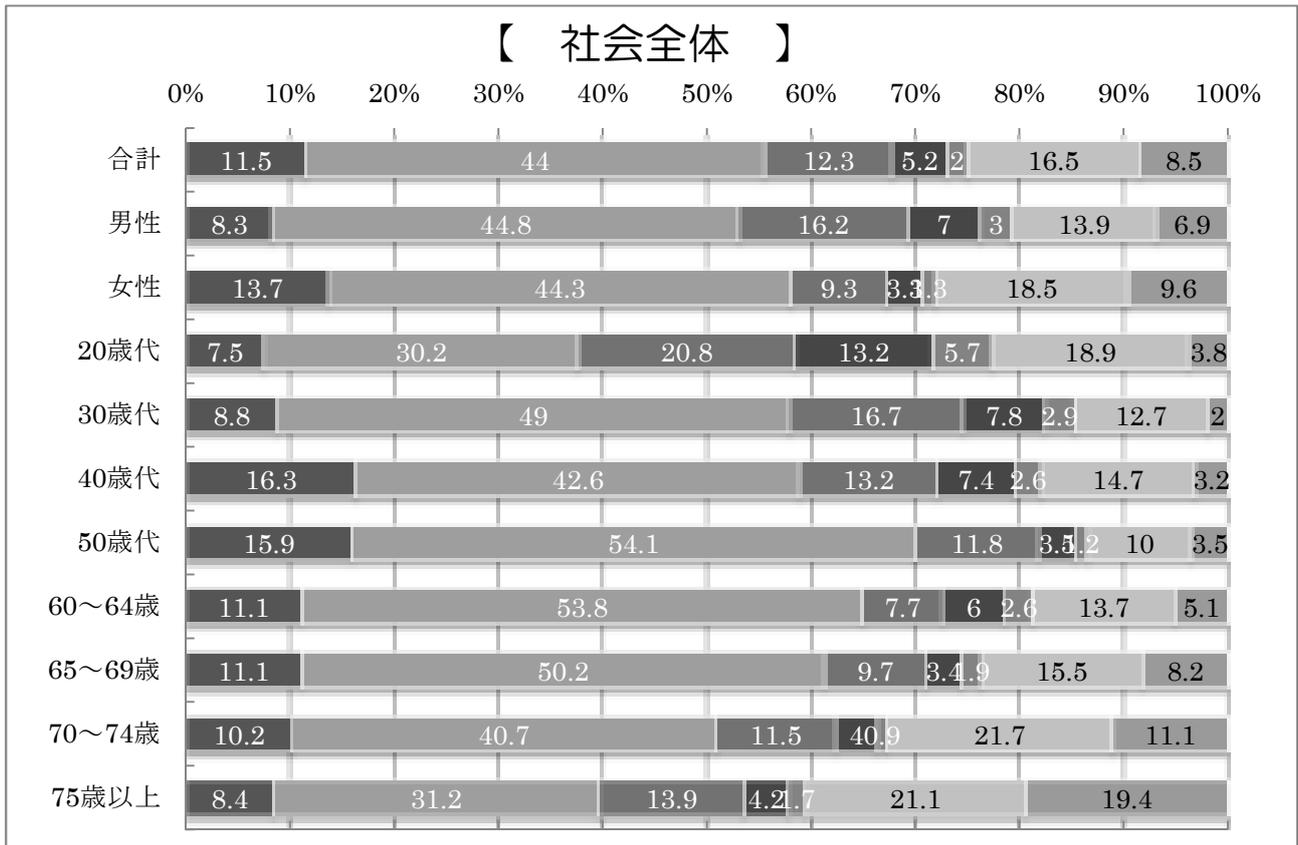
○【社会全体】では、55.5%が「男性の方が非常に優遇されている」または「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答し、「平等になっている」は12.3%となっている。

○男女別では、「男性の方が非常に優遇されている」または「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答した割合は【社会全体】と【家庭生活】で女性の方が高い。

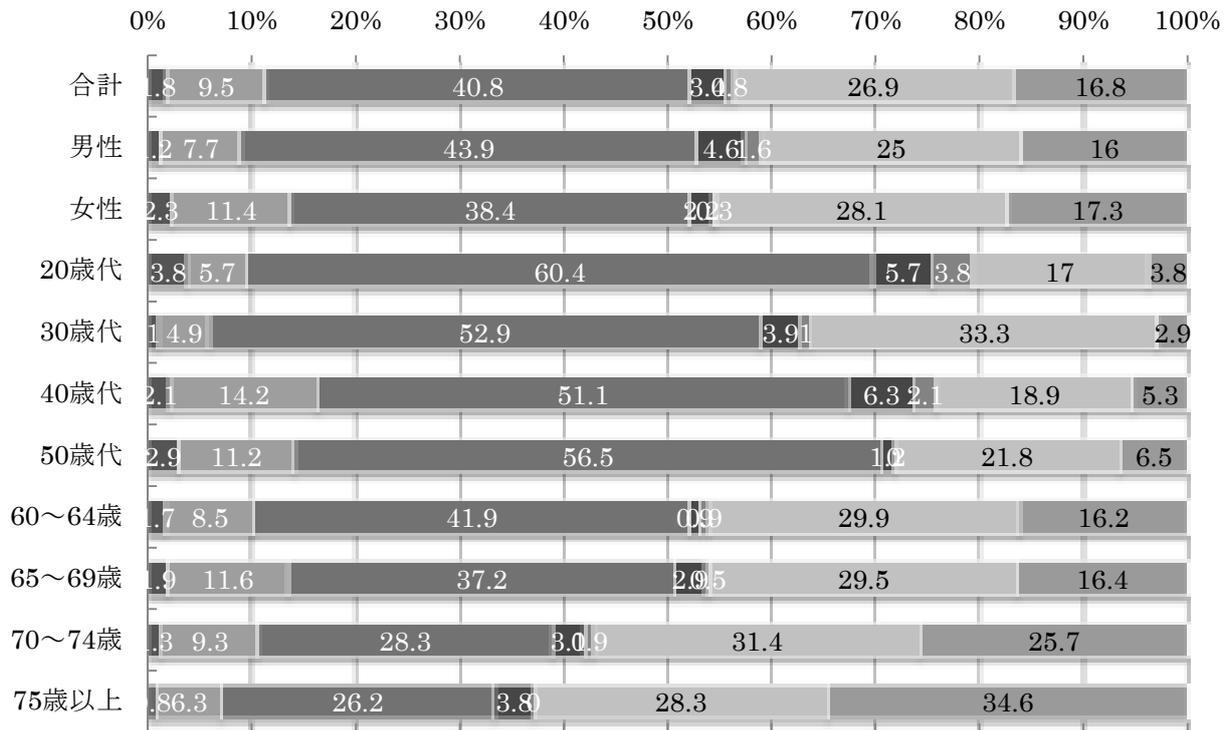
○年代別では、「男性の方が非常に優遇されている」または「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答した割合は分野ごとにばらつきがある。

○【学校教育の場】と【家庭】では、性別、年代別共に「平等」と回答した割合が多い。

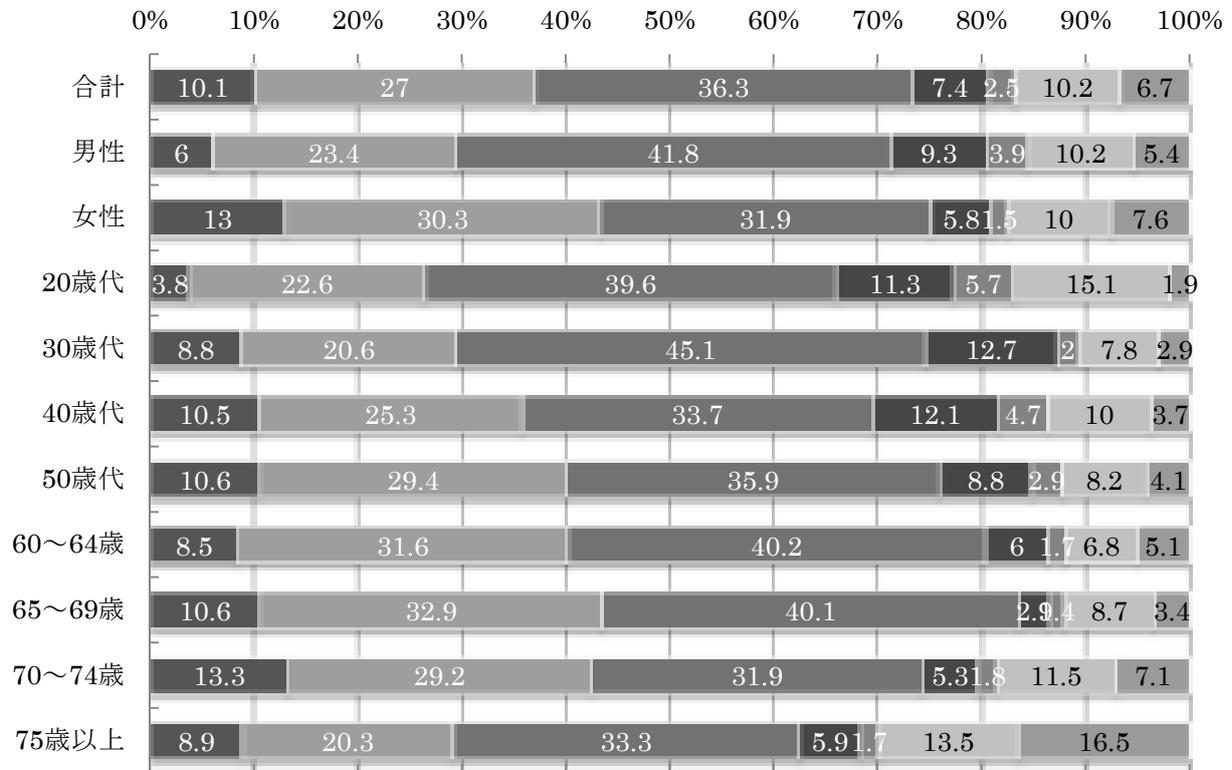
《性別・年代別》



## 【 学校教育 】



## 【 家庭生活 】



- 1 男性の方が非常に優遇されている
- 2 どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 3 平等になっている
- 4 どちらかといえば女性の方が優遇されている
- 5 女性の方が非常に優遇されている
- 6 わからない
- (無回答)

# 取手市男女共同参画推進条例

平成 17 年 1 月 4 日条例第 1 号

## 目次

### 前文

### 第 1 章 総則(第 1 条～第 8 条)

### 第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等(第 9 条～第 20 条)

### 第 3 章 取手市男女共同参画審議会(第 21 条～第 23 条)

### 第 4 章 雑則(第 24 条)

### 付則

日本国憲法は、個人の尊重と法の下での平等を定め、性別によって差別をしてはならないことをうたっている。これを踏まえ、取手市は、男女が互いの人権を尊重し、認め合い、互いに協力し合う男女共同参画社会の実現に向けた基本計画を県内でもいち早く策定し、施策の推進に向けて様々な取組を行ってきた。特に、子育て支援についての取組は早くから推進してきたが、多様な生き方が可能になる社会の達成には、依然として解決すべき多くの課題が残されている。

取手市は、首都圏近郊都市として、世帯数の増加傾向も見られるが、特に、核家族の割合が高いという特徴もあり、出産や子育てを期に仕事を断念する女性も少なくない。また、男性の遠距離通勤、長時間労働等によって、家事、育児、介護等の家庭生活への参画が充分にはできていない。性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会的慣行も根強く残っており、真の男女共同参画社会の実現には、なお一層の努力が求められる。

今後、少子高齢化、国際化、情報社会の急速な進展により家庭、地域、社会が大きく変化していく中で、すべての市民が安心して暮らし、そして、取手市の地域の特性を生かした男女共同参画社会の実現に向け、男性も女性も平等で生き生きと暮らせることができる活力ある取手を築くことを目指し、市、市民及び事業者が一体となった取組を推進するため、この条例を制定する。

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等に対する身体的、性的、心理的、社会的又は経済的暴力をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応に起因して当該相手方に不利益を与えることをいう。
- (5) 事業者 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されるよう行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進は、社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動に対して及ぼす影響について、できる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができるよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されるよう行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動についてその役割を円滑に果たし、かつ、当該家庭生活以外の活動を行うことができるよう配慮しなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、国際的な理解及び協力の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策と位置付け、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、国、他の地方公共団体、市民及び

事業者と連携を図りつつ協力して取り組むものとする。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女が共同して参画することができる機会の確保及び体制の整備に積極的に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第 7 条 何人も、性別を理由とする差別的取扱い及び人権の侵害を行ってはならない。

2 何人も、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

3 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第 8 条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及びセクシュアル・ハラスメント等を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

## 第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(男女共同参画計画)

第 9 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画の策定をしようとするときは、取手市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映するように努めなければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前 2 項の規定は、男女共同参画計画を変更する場合について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 10 条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(教育における男女共同参画の推進)

第 11 条 市は、学校教育及び社会教育において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

(生涯にわたる健康への配慮)

第 12 条 男女が互いの性を理解し尊重するとともに、妊娠、出産について相互の意思が尊重されること及び生涯を通じた男女の健康に配慮されるよう、市は、教育と啓発に努めるものとする。

(情報の収集及び分析)

第 13 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

(年次報告)

第 14 条 市長は、男女共同参画計画に基づく施策の推進状況を明らかにする年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(男女共同参画推進月間)

第 15 条 男女共同参画の推進について、市民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設けるものとする。

2 前項の男女共同参画推進月間は、毎年 11 月とする。

(市民及び事業者の自主的な活動の支援)

第 16 条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第 17 条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動等その他適切な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第 18 条 市は、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

(積極的改善措置の実施)

第 19 条 市は、男女共同参画の推進のため、市の人事管理及び組織運営並びに政策決定の機会等において、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進のため、附属機関(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関をいう。)その他これに準ずるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情等の処理)

第 20 条 市民又は市内に通勤し、若しくは通学する者は、男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策

についての苦情又は相談その他の意見(以下「苦情等」という。)を市長に申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による苦情等の申出があったときは、関係機関との連携を図り、適切かつ迅速に対応するものとする。

### 第3章 取手市男女共同参画審議会

(設置等)

第21条 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、取手市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事項に関して調査審議するとともに、必要に応じて市長に対し建議することができる。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項及び重要事項に関すること。

(組織)

第22条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 前項の委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、同項に規定する委員の総数の10分の4未満であってはならない。

- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者
- (2) 関係機関又は団体から推薦を受けた者
- (3) 市民

(任期)

第23条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

### 第4章 雑則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている取手市基本計画ひと ひと女と男ともに輝くとりでプランについては、第9条第1項に規定する男女共同参画計画を策定するまでの間、同項の男女共同参画計画とみなす。

## 取手市男女共同参画推進条例施行規則

平成 17 年 1 月 4 日 規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、取手市男女共同参画推進条例(平成 17 年条例第 1 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情等の申出)

第 2 条 条例第 20 条第 1 項に規定する苦情等の申出をすることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学する者
  - (2) 営利を目的にするか否かを問わず、市内において事業所を有して事業活動を行う個人及び法人その他の団体
- 2 前項に規定する申出は、苦情等申出書(様式第 1 号)を市長に提出することにより行うものとする。

(苦情処理員)

第 3 条 条例第 20 条第 1 項の規定により申出のあった苦情等を処理するため、取手市男女共同参画苦情処理員(以下「苦情処理員」という。)を置く。

- 2 苦情処理員は、3 人以内とし、人格が高潔で、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 苦情処理員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の苦情処理員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 苦情処理員は、再任されることができる。

(苦情処理員の職務)

第 4 条 苦情処理員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 条例第 20 条第 2 項に規定する関係機関と連携を密にして、速やかに対応処理を行うこと。
  - (2) 苦情等に係る調査を行い、当該関係者に対し、助言、是正の要望等を行うこと。
- 2 苦情処理員は、それぞれ独立して前項の職務を行うものとする。
- 3 苦情処理員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(調査しない申出)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、調査しないものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した事項
- (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭

和 47 年法律第 113 号)その他の法令の規定により処理すべき事項

- (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
  - (5) 年度内に同一人が行った同一申出に関する事項
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、苦情処理員が調査等を行うことが適当でない  
と市長が認める事項
- 2 市長は、前項の規定に該当する場合においては、申出について調査しない旨  
及びその理由を苦情等申出調査対象外通知書(様式第 2 号)により当該申出を  
した者に通知するものとする。

(苦情等処理の通知)

第 6 条 市長は、苦情等の申出への調査及び処理を行ったときは、速やかにそ  
の内容を苦情等処理通知書(様式第 3 号)により当該申出をした者に通知する  
ものとする。

(関係機関との連携)

第 7 条 条例第 20 条第 2 項に規定する関係機関とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 人権相談、法律相談、取手市女性のヘルプ相談、行政相談その他の市にお  
ける相談業務を実施している機関
- (2) 茨城県男女共同参画苦情・意見処理委員会
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める機関

(審議会)

第 8 条 条例第 21 条第 1 項に規定する取手市男女共同参画審議会(以下「審議  
会」という。)に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務  
を代理する。

(審議会の会議)

第 9 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長  
となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決  
するところによる。
- 4 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を  
求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることが  
できる。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議  
に諮り定める。

(審議会の委員等)

第 10 条 条例第 22 条第 3 項第 2 号に規定する関係機関又は団体とは、次に掲

げるものをいう。

- (1) 男女共同参画の推進に寄与すると認められる団体
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める機関又は団体
- 2 条例第 22 条第 3 項第 3 号に規定する市民とは、市内に住所を有し、又は市内に通勤する 18 歳以上の者をいう。

(庶務)

第 11 条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(その他)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 17 年規則第 78 号)

この規則は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

付 則(平成 18 年規則第 22 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 19 年規則第 56 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 20 年規則第 17 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 26 年規則第 12 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

# ＜苦情処理体制フロー図＞

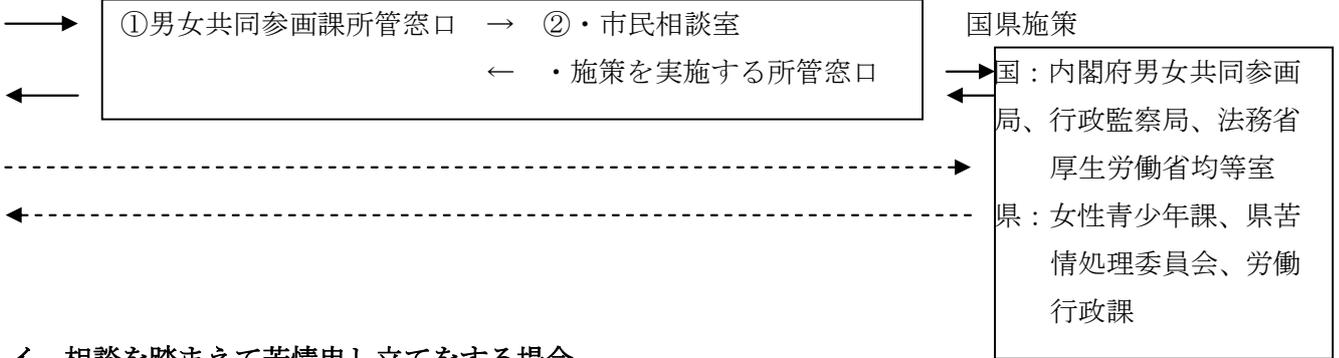
対象：市民（市内在住者、通勤者、通学者、事業者、市民活動団体）

範囲：①市が実施する男女共同参画に関する施策について

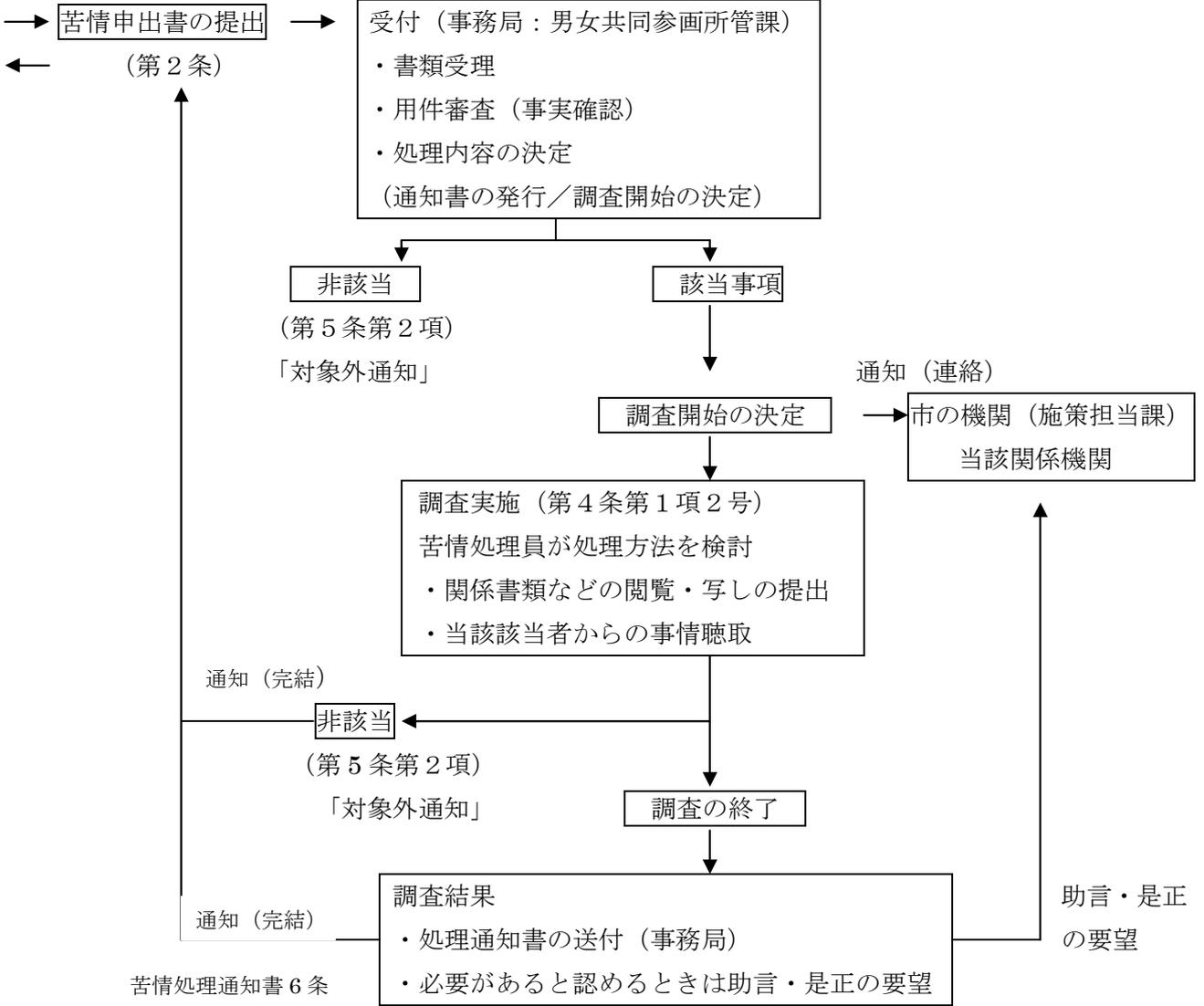
②市が実施する男女共同参画に影響を及ぼすとみられる施策について

●＜市が実施する行政施策＞

ア、相談のみで解決する場合



イ、相談を踏まえて苦情申し立てをする場合



● <申し出の苦情が、施策についての苦情より人権侵害の事案として取り扱う方がよいとき>

← <より専門的な知識をもった機関が他にあるとき>

引継・助言・紹介





平成28年度（平成27年度実施）  
第二次取手市男女共同参画計画 年次報告書

—男性も女性も生き生きと暮せる活力ある取手をめざして—

発行 取手市

〒302-8585 取手市寺田5139番地

TEL 0297-74-2141

FAX 0297-73-5995

E-mail s-shien@city.toride.ibaraki.jp

ホームページ <http://www.city.toride.ibaraki.jp>

編集 取手市 市民協働課